

目 次

第1号（9月10日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	3
出席議員	4
欠席議員	4
事務局職員出席者	5
説明のため出席した者の職氏名	5
開 会	5
議席の変更	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
諸般の報告	7
承認第13号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更の専決処分の承認を求めるこ とについて	8
議案第25号 令和3年度津奈木町一般会計補正予算（第2号）	9
議案第26号 令和3年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	2 3
議案第27号 令和3年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	2 4
議案第28号 令和3年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	2 5
議案第29号 津奈木町残土処理場管理条例の制定について	2 6
議案第30号 津奈木町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	2 7
議案第31号 津奈木町手数料条例の一部改正について	2 7
議案第32号 津奈木町子ども医療費助成に関する条例の一部改正について	2 8
議案第33号 津奈木町工場等設置奨励条例の一部改正について	2 9
議案第34号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	2 9
議案第35号 津奈木町過疎地域持続的発展計画の制定について	3 0
認定第1号 令和2年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定について	3 1

認定第2号	令和2年度津奈木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	3 1
認定第3号	令和2年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	3 1
認定第4号	令和2年度津奈木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	3 1
認定第5号	令和2年度津奈木町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	3 1
認定第6号	令和2年度津奈木町恒久対策事業特別会計歳入歳出決算の認定について	3 1
認定第7号	令和2年度津奈木町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について	3 1
同意第1号	津奈木町教育委員会委員の任命の同意について	3 2
報告第5号	令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について	3 3
報告第6号	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告について	3 3
報告第7号	一般財団法人津奈木町地域振興公社の経営状況を説明する書類の提出について	3 4
発議第5号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書	3 5
散 会	3 6

第2号（9月16日）

議事日程	3 7
本日の会議に付した事件	3 7
出席議員	3 7
欠席議員	3 7
事務局職員出席者	3 7
説明のため出席した者の職氏名	3 7

開 議	4 2
一般質問	4 2
3 番 宮嶋 弘行君	4 2
2 番 新立 啓介君	5 6
4 番 本山 真吾君	6 1
8 番 柳迫 好則君	7 4
散 会	7 7

第3号（9月28日）

議事日程	7 9
本日の会議に付した事件	7 9
出席議員	8 0
欠席議員	8 0
事務局職員出席者	8 1
説明のため出席した者の職氏名	8 1
開 議	8 1
認定第1号 令和2年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定について	8 1
認定第2号 令和2年度津奈木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	8 1
認定第3号 令和2年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	8 1
認定第4号 令和2年度津奈木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	8 1
認定第5号 令和2年度津奈木町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	8 1
認定第6号 令和2年度津奈木町恒久対策事業特別会計歳入歳出決算の認定について	8 1
認定第7号 令和2年度津奈木町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について	8 1
議員派遣の件	9 1

議会運営委員会の閉会中の継続調査の件	9 1
総務振興常任委員会の閉会中の継続調査の件	9 1
教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件	9 1
議案第36号 工事請負契約の締結について	9 2
議案第37号 工事請負契約の締結について	9 3
議案第38号 工事請負契約の締結について	9 3
議案第39号 工事請負契約の締結について	9 4
報告第8号 専決処分事項の報告について	9 5
閉 会	9 5
終 了	9 7
署 名	9 8

津奈木町告示第67号

令和3年第3回津奈木町議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年8月17日

津奈木町長 山田 豊隆

- 1 期 日 令和3年9月10日
 - 2 場 所 津奈木町議会本会議場
-

○開会日に応招した議員

大川 貴哉君	新立 啓介君
宮嶋 弘行君	本山 真吾君
上村 勝法君	澤井 静代君
久村 昌司君	柳迫 好則君
村上 義廣君	川野 雄一君

○9月16日に応招した議員

○9月28日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和3年 第3回(定例)津奈木町議会会議録(第1日)

令和3年9月10日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和3年9月10日 午前10時00分開会

- 日程第1 議席の変更
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 承認第13号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第6 議案第25号 令和3年度津奈木町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第7 議案第26号 令和3年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第27号 令和3年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第28号 令和3年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第29号 津奈木町残土処理場管理条例の制定について
- 日程第11 議案第30号 津奈木町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第31号 津奈木町手数料条例の一部改正について
- 日程第13 議案第32号 津奈木町子ども医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第33号 津奈木町工場等設置奨励条例の一部改正について
- 日程第15 議案第34号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
- 日程第16 議案第35号 津奈木町過疎地域持続的発展計画の制定について
- 日程第17 認定第1号 令和2年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第2号 令和2年度津奈木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第3号 令和2年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第4号 令和2年度津奈木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第5号 令和2年度津奈木町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第22 認定第6号 令和2年度津奈木町恒久対策事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 認定第7号 令和2年度津奈木町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 同意第1号 津奈木町教育委員会委員の任命の同意について
- 日程第25 報告第5号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第26 報告第6号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告について
- 日程第27 報告第7号 一般財団法人津奈木町地域振興公社の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第28 発議第5号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の変更
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 承認第13号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第6 議案第25号 令和3年度津奈木町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第26号 令和3年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第27号 令和3年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第28号 令和3年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第29号 津奈木町残土処理場管理条例の制定について
- 日程第11 議案第30号 津奈木町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第31号 津奈木町手数料条例の一部改正について
- 日程第13 議案第32号 津奈木町子ども医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第33号 津奈木町工場等設置奨励条例の一部改正について
- 日程第15 議案第34号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
- 日程第16 議案第35号 津奈木町過疎地域持続的発展計画の制定について
- 日程第17 認定第1号 令和2年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第18 認定第2号 令和2年度津奈木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第3号 令和2年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第4号 令和2年度津奈木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第5号 令和2年度津奈木町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第6号 令和2年度津奈木町恒久対策事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 認定第7号 令和2年度津奈木町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 同意第1号 津奈木町教育委員会委員の任命の同意について
- 日程第25 報告第5号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第26 報告第6号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告について
- 日程第27 報告第7号 一般財団法人津奈木町地域振興公社の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第28 発議第5号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

出席議員（10名）

1番	大川 貴哉君	2番	新立 啓介君
3番	宮嶋 弘行君	4番	本山 真吾君
5番	上村 勝法君	6番	澤井 静代君
7番	久村 昌司君	8番	柳迫 好則君
9番	村上 義廣君	10番	川野 雄一君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 山下 浩一君

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 豊隆君	副町長	林田 三洋君
総務課長	吉澤 信久君	政策企画課長	荒川 隆広君
建設課長	下川 秀美君	農林水産課長	坂本 輝一君
住民課長	久村 庄次君	ほけん福祉課長	葦浦 祐一君
会計課長	財部 大介君		

午前10時00分開会

○議長（川野 雄一君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和3年第3回津奈木町議会定例会を開会致します。

報告を申し上げます。塩山教育長並びに岡松教育課長は、本日は欠席でございます。

第3回定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、議員各位には公私ともに御多忙の中、御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

本定例会には令和3年度補正予算をはじめ、令和2年度歳入歳出決算の認定など、多数の案件が上程されております。

議案の内容等につきましては、後ほど詳しい提案理由の説明があると思いますが、議会と致しましては、これらに十分検討を加え町政運営に反映すべく、努力したいと思っております。

議員各位には綿密・周到な御審議を賜り、適正・妥当な議決になりますようお願い申し上げ、開会の御挨拶と致します。

ここで、町長から発言の申出がっておりますので、これを許します。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 皆さん、おはようございます。議長のお許しを頂きましたので、一言御挨拶を申し上げます。

本日、令和3年第3回津奈木町議会定例会を招集致しましたところ、新たに御当選の栄に輝かれました新立議員、大川議員を加え、議員の皆様方には全員お元気にて本定例会に御出席を賜り、誠にありがとうございます。

新立議員、大川議員におかれましては、御当選誠におめでとうございます。

さて、私事、去る7月の町長選挙におきましては、多くの町民の皆様、議員の皆様をはじめ各方面から力強い御支持を賜り、津奈木町長として2期目の町政運営に当たらせていただくこととなりました。私に寄せられました暖かい御支援に心から感謝致しますとともに、町の発展と町民

の皆様を守っていく使命を担うことに、初心に返り責任の重さを痛感しているところでございます。

現在、本町には2つの大きな課題があります。一つは、令和2年7月豪雨災害からの復興です。経験したことのない豪雨で人命を失う大きな災害となっしまい、この1年は復興に向け、職員と一丸になって必死で取り組んでまいりました。今後も創造的復興の早期実現を目指し、国や県に働きかけながら、仮設住宅等にお住いの方々が一日でも早く日常を取り戻すことができますよう、また、被災を受けたこの地が豊かな土地としてよみがえることができますよう、全力で取り組んでまいりたいというふうに思います。

もう一つが、新型コロナウイルス感染症対策です。

昨年より世界をパンデミックに陥れ、日常生活がこんなにも変貌したのは、私にとりましても初めての経験でした。本町でも8月より感染が拡大し、津奈木中学校の生徒の皆さん、先生方、また教育委員会関係者が濃厚接触者に指定され、現在、自宅待機を行っているところです。

突然の休校により、中学生及び保護者の皆様には大変御迷惑また御心配をおかけ致しますが、学校と協力し授業時数等に影響が出ないよう全力で対応に当たってまいりたいというふうに思います。

新型コロナウイルス感染症も発生より1年半以上経過した現在も、ワクチンはできたものの感染状況は改善せず、観光業界や飲食業界は大きなダメージを受けております。町でも多くの独自補助や利子補給あるいはつなぎ応援商品券等を発行し、地元産業を支えてまいりました。

今後は、収束を見計らいながら疲弊した経済や町民体育祭などの社会活動の復活を、各種団体と連携しながら立て直してまいりたいというふうに思います。

また、かねてより公約に掲げております人口減少と少子高齢化対策、農林水産業の振興、地元企業の育成と雇用の確保、観光の振興の4つの項目について、皆様の御意見を取り入れながらさらに磨きをかけ、最終的な目標であります「住みたくなる町」を実現してまいりたいと思いますので、今後とも議員の皆様方の御指導、御鞭撻をよろしくお願い致します。

セミの声も遠のき、朝夕が過ごしやすくなりました。実りの秋も近いようです。今日の熊日にも載っていましたが、つなぎ美術館開館20周年記念イベントも本格的にスタート致します。コロナ禍の中ですが、内容の濃い作品群となっていますので、議員の皆様にもぜひ御覧いただければと思います。

今回の定例会に上程致しました案件は、令和3年度一般会計補正予算をはじめ、条例改正、人事案件等でございます。また、令和2年度の決算書ができ上がりましたので、監査委員の意見書を付して御認定を求めるものでございます。長い会期となると思いますが、慎重なる御審議をお願い申し上げまして御挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 議席の変更

○議長（川野 雄一君） 日程第1、議席の変更を行います。

7月に執行されました議員補欠選挙において当選されました新立啓介君、大川貴哉君の議席に関し、会議規則第3条第3項の規定によって議席の変更をします。

1番から5番までを2番ずつ繰り下げ、また、7番から9番までを1番ずつ繰り下げ、1番に大川貴哉君を、2番に新立啓介君を新たな議席として指定します。

それでは、ただいま指定致しました議席にそれぞれお着きを願います。

ここで、暫時休憩を致します。

午前10時08分休憩

午前10時10分再開

○議長（川野 雄一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2. 会議録署名議員の指名

○議長（川野 雄一君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は会議規則第119条の規定により、1番、大川貴哉君、2番、新立啓介君を指名します。

日程第3. 会期の決定

○議長（川野 雄一君） 日程第3、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、さきで開催されました議会運営委員会において、本日から9月28日までの19日間との答申を頂いております。よって、本日から9月28日までの19日間と致したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から9月28日までの19日間に決定しました。

日程第4. 諸般の報告

○議長（川野 雄一君） 日程第4、諸般の報告を行います。

まず初めに、議会運営委員会、各常任委員会並びに特別委員会の委員の変更として、議員辞職、議員補欠選挙並びに各委員会委員からの申出を受け、津奈木町議会委員会条例第7条第4項並びに第5項の規定に基づき、議長権限によりまして次のとおり、各委員会委員の変更を行いましたので、御報告を申し上げます。

議会運営委員会は、委員に欠員がありましたので、本山真吾君を指名しました。

総務振興常任委員会委員の柳迫好則君から教育住民常任委員会に、教育住民常任委員会委員の川野雄一君並びに澤井静代君から総務振興常任委員会に、それぞれ常任委員会の所属変更をしたなどの申出がありましたので、許可しました。

また、総務振興常任委員会委員として新立啓介君を、教育住民常任委員会委員として大川貴哉君をそれぞれ指名しました。

議会改革特別委員会は、委員に欠員がありましたので、新立啓介君を指名しました。

議会広報編集特別委員会は、上村勝法君から委員辞職の申出がありましたので許可するとともに、新立啓介君並びに大川貴哉君を新たに指名しました。

以上で、各委員会における委員の指名に関する報告を終わります。

次に、各種報告を行います。

6月16日から17日までの2日間、第2回定例会を開催。

7月12日、議会全員協議会を開催。

8月25日、町村議長会正副議長研修会が役場正副議長室にてリモート会議により開催され、議長、副議長主席。

9月3日、議会運営委員会を開催。

また、代表監査委員より、7月から9月にかけて実施されました例月出納検査の結果並びに令和2年度決算に係る審査結果の報告がっております。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第5. 承認第13号 熊本県市町村総合事務組合格約の一部変更の専決処分の承認を求めることについて

○議長（川野 雄一君） 日程第5、承認第13号熊本県市町村総合事務組合格約の一部変更の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提出理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 承認第13号熊本県市町村総合事務組合格約の一部変更の専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

令和3年4月1日より、くまもと県北病院機構設立組合が玉名市玉東町病院設立組合へと名称

変更したため、本町が加入しています熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する必要があり、加入市町村の協議統一日の令和3年8月20日付で専決処分を行いました。

このため、地方自治法第179条第3項の規定により、専決処分の報告・承認を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提出理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、承認第13号熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更の専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、承認第13号は承認することに決定しました。

日程第6. 議案第25号 令和3年度津奈木町一般会計補正予算（第2号）

○議長（川野 雄一君） 日程第6、議案第25号令和3年度津奈木町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第25号令和3年度津奈木町一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

まず、歳出の主なものから御説明申し上げます。

総務費の一般管理費では、定年の引き上げに伴う地方公務員法の一部改正に対応するため、例規整備業務委託料を計上致しております。

財産管理費では、改善センター及び庁舎の新型コロナウイルス感染対策として、トイレ自動水栓化工事費をそれぞれ計上し、庁舎の火災受信機更新工事費を計上致しております。

地域振興費では、新型コロナウイルス感染拡大によるふれあい祭り中止に伴い、補助金を減額し、代替イベントに係る元気づくり補助金を増額致しております。

また、定住促進住宅補助金を申請見込数に合わせて増額致しております。

美化事業推進費では、地域住民からの湯尻農村公園返還の要望に対応するため、工作物等撤去工事費を計上致しております。

美術館費では、エレベーター保全工事費を計上致しております。

民生費の社会福祉総務費では、前年度障害福祉サービス費等給付費確定に伴い、国庫負担金及び県費負担金の返還金を計上致しております。

農林水産業費の農業振興費では、農作物への有害鳥獣被害の増加により、電気柵等設置事業補助金を増額し、新規就農者の増加により農業次世代人材投資資金を増額致しております。

商工費では、倉谷工業団地の売却に向けた測量設計委託料を計上し、夏祭り中止に伴い補助金を減額致しております。

土木費の土木総務費では、残土処理場の整備及び運営に係る測量設計委託料及び監理業務委託料並びに場内工事用道路整備工事費を計上し、令和2年7月豪雨災害に伴う球磨川流域復興基金交付金を活用した宅地復旧及び私道復旧に係る補助金を追加致しております。

住宅費の住宅管理費では、竹中団地合併処理浄化槽補修工事費を計上、消防費の災害対策費では、大雨等による災害待機の増加に伴い、時間外勤務手当を増額致しております。

災害復旧費では、各項目において令和2年7月豪雨災害等に係る災害復旧費用を計上致しております。

農業災害復旧費では、農業用施設等の再建を図るため、強い農業・担い手づくり総合支援補助金を計上致しております。

治山施設災害復旧費では、単県治山自然災害事業及び単独の治山災害復旧工事を計上致しております。

その他、公共施設災害復旧費では、旧平国小学校法面がけ崩れ対策工事に係る補助事業費及び単独事業費をそれぞれ計上致しております。

保健体育施設災害復旧費では、平国運動公園体育館周辺災害復旧工事費を計上致しております。次に、歳入について御説明申し上げます。

地方交付税では、普通交付税の決定に伴い増額致しております。

使用料及び手数料では、残土処理場の整備に伴い使用料を計上致しております。

県支出金の総務費県補助金では、球磨川流域復興基金交付金及び新型コロナウイルス感染症対応総合交付金を、事業追加に伴い増額致しております。

民生費県補助金では、重度訪問介護等利用促進に係る市町村支援事業補助金を計上致しております。

農林水産業費県補助金では、農業次世代人材投資事業補助金及び強い農業・担い手づくり総合支援交付金を計上致しております。

災害復旧費県補助金では、単県治山自然災害復旧事業補助金及び災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金を計上致しております。

繰入金の特設会計繰入金では、前年度決算に伴い、介護保険事業特別会計からの繰入金を計上致しております。

基金繰入金では、財政調整基金及び町有施設整備基金を減額し、ふれあい祭り補助金等の減額に伴い、ふるさと創生基金繰入金を減額致しております。

町債では、臨時財政対策債の決定に伴い増額、また、治山施設災害復旧事業債及び旧平国小学校法面がけ崩れ対策事業債を増額致しております。

第2表、地方債補正は、町債の増額による変更でございます。

歳入歳出補正総額は1億6,100万円の追加で、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,690万円と致しております。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入は8ページから10ページ、歳出は11ページから18ページです。

歳出から質疑を行います。歳出、11ページ、5番、上村勝法君。

○議員（5番 上村 勝法君） 5番、上村です。財産管理費の工事請負費で、改善センター及び庁舎トイレ自動水栓化工事とありますが、新型コロナウイルス感染予防対策のためだと思われませんが、庁舎、センターなどの施設も重要と思われませんが、小学校・中学校及び保育園・幼稚園などにも、子育て支援対策として必要ではないかと思えます。当然、手洗い、うがい、今、消毒等を行っておりますが、子供の成長する過程で衛生的な生活を身につけることも教育の一環と思われませんが、現在、年齢が若い方にも感染が広がっておりますので、そのあたりを町としてどのような対策を必要ではないかと思われませんが、お聞かせ願いたいと思えます。

○議長（川野 雄一君） 総務課長、吉澤信久君。

○総務課長（吉澤 信久君） 本来であれば教育長、教育課長がお答えするところですが、今日欠席でもございますので、予算査定の担当である私から説明をしたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

まず、小中学校の廊下等にある水道につきましては、図画などに使用する学用品を洗ったり、それから、掃除で使用するバケツなどに水をくむ必要があるということで、自動ではなかなか使いつらいということが1点、それから、トイレの手洗いにつきましては、中学校につきましては肘で開閉するタイプのを最近交換したばかりというのが1つ、それから、小学校につきましては生活指導の面、例えば開けた蛇口はしっかり締めるなどの指導を行っているところである

ということで、今回の水栓化工事は見送ったところでございます。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染状況を勘案しますと、今後、各学校と協議して、今後水栓化を進めていくというふうなことも検討しなければいけないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） ようございますか。ほかにございませんか。7番、久村昌司君。

○議員（7番 久村 昌司君） 7番、久村です。美化推進事業費の湯尻農村公園工作物撤去工事とありますけど、これはどういう内容なのかちょっと説明をお願いします。

○議長（川野 雄一君） 総務課長、吉澤信久君。

○総務課長（吉澤 信久君） お答えを致します。

当該公園は国有財産無償貸付契約を国、財務省ですけども、こちらと締結しております。これまで利用してきました上下門地区、こちらのほうから今後利用しないという旨の申出がっております。このために国に返還することと致しました。

返還に当たっては原形復旧をしなければならないため、東屋や小屋、フェンスなどの工作物を撤去する費用を計上しているところでございます。面積は1,000平米でございます。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 7番、久村昌司君。

○議員（7番 久村 昌司君） もう使用できないと、管理が難しいということのようですが、公園条例に入っているわけですから、町のほうもある程度管理とかはしていかなきゃならない部分もあると思いますけど、例えば、この公園条例に入っているはずですけど、今後その条例としてはどうなっていくのか。また、ほかの公園とかもあると思いますけど、そういうのは今後起こり得る可能性とかあるのかをお聞かせいただければと思います。

○議長（川野 雄一君） 総務課長、吉澤信久君。

○総務課長（吉澤 信久君） お答え致します。

財務省との契約、湯尻公園ですけども、これは貸借が5か年契約ですね。今年がその1年目となっております。契約を解除するためには原形復旧を実施し更地にする必要があるということで

す。

このため、撤去工事を完全に実施して更地にした後に契約を解除する見込みが立った時点で条例を改正しようというふうに考えております。

それから、ほかの公園ということですが、ほかの公園につきましては、平国農村公園と福浦農村公園がございまして、こちらのほうは地区に管理をお願いしておりますので、町有地でございますからそういったことはないというふうに考えております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） ようございますか。7番、久村昌司君。

○議員（7番 久村 昌司君） 7番、久村です。地区に管理をしていただいているということ。

もちろんこの湯尻公園というのも多分地区のほうで管理して、引き受けていただいていたと。ほかにも地区で管理していると言われるんですけど、ほかの地区もやっぱり高齢化が進んだり、そういうふうになってきて、うちではもう面倒を見切れなくなった場合は、やっぱり町のほうで管理していかなければいけないんだと思いますけど、その辺はどう考えておられますか。

○議長（川野 雄一君） 総務課長、吉澤信久君。

○総務課長（吉澤 信久君） 湯尻公園に限っては国から借りているという契約を結んでおりましたので、もう使わなくなったら返すということになります。

福浦と平国につきましては町有地でございますので、当然町で管理するというふうになるかと思っております。

○議長（川野 雄一君） ほかにございませぬか。4番、本山真吾君。

○議員（4番 本山 真吾君） 4番、本山です。11ページの地域振興費の中で、元気づくり補助金が180万円というふうにされております。その内容について説明を求めます。

○議長（川野 雄一君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） お答えを致します。ふれあい祭り補助金と関連もございまして、併せて説明をさせていただきます。

ふれあい祭り補助金につきましては、700万の減を行っているところですが、これは新型コロナウイルス感染症の第5波の影響によりまして、全国的にも感染拡大が継続しております。

県におきましても、8月5日からまん延防止等の重点措置が決定しまして、現在も対策を強化している状況でございます。

こうした中、実施団体や作業部会からイベント開催につきまして意見を聴取しましたところ、例年どおりの開催を希望する団体というのはいませんでした。

また、同規模開催の実施検討を行いました。新型コロナウイルス感染症防止策ですとか、身体的な距離の確保、また密集の回避、それから飲食制限、こういった条件を満たすことは難しいということで、今回中止を決定したところです。

ただ、中止を決定しましたものの、アンケートの中には規模を縮小しても、条件を付した上で代替のイベントはできないものかというような回答も多数ございました。そういうことを考えまして、予算としましては、元気づくり補助金のほうに代替のイベントができるよう予算を確保しているところでございます。

実施につきましては、当然新しい生活様式に合わせました新型コロナ感染対策を取った上で実

施をしていきたい。実施主体や開催方法等を今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 4番、本山真吾君。

○議員（4番 本山 真吾君） 4番、本山です。要するに、ふれあい祭りについては規模が大きくて密になるため、コロナ禍においては開催は基本的には不可能であるというような考え方だと思います。

それに代わりまして、元気づくり補助金は、ある意味でいえば希望するところには出すというか、開催してもいいということなんですけれども、ちょっと理屈が合わない面もあるんじゃないかとは思いますが、開催するなどは言いませんけれども、じゃ、今、具体的にどのようなものをもうちよっとするというのは教えていただくわけにはいけないのでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） 今回考えておりますイベントですけれども、昨年の11月には、グリーンゲイト広場を使いまして、ふれあい駅弁大会というのを実施しております。また、今年の3月には桜ウォークラリーということで、町内を歩いていただくイベントを開催しております。

今回のイベントは、会場を四季彩また百貨堂周辺に移しまして、テイクアウト型のフットパスというイベント等と組み合わせたいようなイベントを1日開催をしたいと。そして、テイクアウト中心ですので、予約制のやり方というようなものを検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 4番、本山真吾君。

○議員（4番 本山 真吾君） いろいろ考えはあるみたいなんですけれども、基本は、状況によって日程を組んだときに、また第6波みたいな感じで来る可能性もあります。それと、現状を鑑みまして、非常にコロナ禍の中で地区民さんですね、もうかなり心が落ち込んでいる面もあると思いますので、難しい面もあるかと思いますが、そういうのには十分配慮して成功裏におさめていただくよう努力していただければと思いますので、よろしくお願ひしますということで、まとめさせていただきます。

○議長（川野 雄一君） ここで、暫時休憩を致します。

午前10時35分休憩

午前10時36分再開

○議長（川野 雄一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 12ページ、13ページございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） それでは、14ページ、15ページ。4番、本山真吾君。

○議員（4番 本山 真吾君） 15ページの農林水産業費の中で、農業振興費で負担金補助及び交付金の中に、電柵等設置事業補助金が100万円追加されておりますが、その内容といいますか、経緯について説明を求めます。

○議長（川野 雄一君） 農林水産課長、坂本輝一君。

○農林水産課長（坂本 輝一君） お答えを致します。

当初予算の100万円については、平成30年度が19件の54万3,000円、令和元年度が18件の59万円、令和2年度が22件の59万7,000円という3か年の平均を勘案したところで、当初予算100万は計上をしてあります。

ただ、本年度につきましては、今日現在もう100%の執行率になっております。それだけ被害が増えているということで理解をしておりますので、今回追加をお願いしているというふうになっております。件数的には、見込みとしては5万円掛ける20件程度で見込んでおります。

以上になります。

○議長（川野 雄一君） 4番、本山真吾君。

○議員（4番 本山 真吾君） 非常に有害鳥獣に対する被害が増えているということで、言い方は悪いですけど、当初予算充てていたよりも被害が多く要望が多かったので、100万円ほど追加させてもらいたいという予算の出し方だったと思うんですけど、そもそも有害鳥獣に関しましては、田んぼもしくは果樹園、農地、家庭菜園も含めてだと思えますけれども、緊急を要するような場合が多くて、ぜひ補助を使いたいんだがというときに、予算がないからちょっと待ってくださいというような状況は非常に困られると思います。

そこで、専決処分のようにですね、緊急を要する場合には、もう町長の決断で、予算を出すガイドラインに沿っていけばいいのではないかとということで、出してもいいんじゃないかと思いますが、その辺はどう考えられますか。

○議長（川野 雄一君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） それは検討させていただきます。

○議長（川野 雄一君） 4番、本山真吾君。

○議員（4番 本山 真吾君） ぜひよろしくお願ひ致します。

それとですね、予算の幅をもう少し、当初予算が少なかったためにというあれもあって、年度で実行する予算もかなりぶれがあるのはもう事実なんですけれども、少し余裕を持ってしていた

できればよいと思いますので、その辺もよろしくということで要望にさせていただきます。

○議長（川野 雄一君） ほかにございませんか。7番、久村昌司君。

○議員（7番 久村 昌司君） 7番、久村です。14ページの環境衛生費、住宅用太陽光発電システム設置費補助金48万円ありますけど、最近ではあまり、この補助をまた増やすということは、なかなかあまりなかったと思いますけど、これはどういう経緯なのか。

○議長（川野 雄一君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） お答えを致します。

当初予算では太陽光の発電システムの補助金5件分を確保しておりました。既にこの5件分の申請があっておりまして、現在、予算がない状態でございます。

この申請に対しましてすでにお尋ねがあっておりまして、3件ほどの枠が必要ということで、今回追加をしているものでございます。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 7番、久村昌司君。

○議員（7番 久村 昌司君） 7番、久村です。委員会のほうでも毎年言っておりますけど、太陽光発電の補助金で、今後売電価格とかも安くなってきているし、今後は、蓄電池とかのほうにも補助をやったほうがいいんじゃないかと、検討していくとは聞いておりますけど、その辺はどうなっているのか、お願いします。

○議長（川野 雄一君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） この住宅用の太陽光発電システム設置要綱ですけれども、今年度が期限となっております。令和4年度に向けては検討をして、効果のあるような施策を打っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） ほかにございませんか。3番、宮嶋弘行君。

○議員（3番 宮嶋 弘行君） 3番、宮嶋です。15ページの商工費の中で、委託料、倉谷工業団地測量設計委託料というのがありますが、そこの測量設計の目的と、また今後の計画等があるのかを伺いたしたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） お答えを致します。

倉谷工業団地の測量設計委託料ですけれども、町内の業者から既存の事業所を倉谷工業団地へ移転できないかというような、今現在、検討しているというような話がございます、販売額の提示等も求められております。

実際、販売額につきましては、倉谷工業団地内に町が処分すべき産業廃棄物がございまして、

全体の面積からその産業廃棄物の部分、また進入道路に係る部分、これを除きまして販売面積を出して、そして販売額を計算する必要がございます。

そのためには、今あります面積の中からその部分を抜き出す必要がございます、今回、土地の分筆を行う測量設計委託料を計上しているものでございます。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 3番、宮嶋弘行君。

○議員（3番 宮嶋 弘行君） 今の流れからいくとですね、そういう測量、目的のところも何かあるような話も伺ってますけど、やっぱり基本的にこの工業団地ですね、やっぱりこれは私たちが一番お願いしたいところは、企業が誘致されて雇用確保、そういうことが一番目的にしてほしいなというのが、私、前提で考えてほしいところなんですけど。そういったところをしっかりと踏まえて、ただ、一企業をそこに置きますよだけじゃ、町の活性として、例えばそういう雇用確保ができるのか、そこら辺を十分考慮していただきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（川野 雄一君） ほかにございせんか。4番、本山真吾君。

○議員（4番 本山 真吾君） 今の工業団地の件で、関連してちょっと産廃の状況をお聞きしたいんですけども、産廃を置いてる部分を分筆してという話がありましたが、たしか計画的に10年ほどかけて、南関町のほうですかね、の産廃業者のほうに大型ダンプ等で運ぶような話を以前伺ったと思います。

いよいよもって工業団地も売却に向けて進むんですけども、これを機会に産廃自体をもう単年度ちゅうか、短い間に処分してしまおうというような考えはないんですか。

○議長（川野 雄一君） 総務課長、吉澤信久君。

○総務課長（吉澤 信久君） お答えを致します。

今現在、産廃を確かに置いてあって、10年か15年ぐらいかかると思いますが、今の段階では、短くして早目に処分するという事はまだ検討はしておりません。今後、検討課題かなというふうに考えております。

財政的な面もございしますので、今後検討すべき課題かなというふうに考えております。

○議長（川野 雄一君） 4番、本山真吾君。

○議員（4番 本山 真吾君） 実質的には、前、私も指摘したかと思うんですけども、木毛板ですね、建材で、内容はコンクリートを使って自然物質の木材を固めたもので、取り分けますと、基本的には木材は腐食して堆肥化されて、そしてコンクリートは、コンクリートセメントは炭酸カルシウムといいまして、基本的には畑にも振っていいようなものに変化するものです。

それで、法律上産業廃棄物に区分されてしまいますので、保健所等から指摘があった場合は、

速やかに産廃処理しなさいというのが基本的な考え方なんでしょうけど、今の答弁のあれだと、総予算がそのとき、うろ覚えですみませんが、3,000万ほどぐらいだったと思うとですよ。その部分だけ細かく分けてというのは、ちょっとあれなんで、どうせまたその部分も売るつもりでしょうから、なるべく短縮してやったほうがいいんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 暫時休憩を致します。

午前10時47分休憩

午前10時48分再開

○議長（川野 雄一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 産廃等の処分につきましては、当初の計画どおり、財政計画とかありますので、当初の計画どおりやっていきたいというふうに今、考えているところです。

○議長（川野 雄一君） ほかにございませんか。1番、大川貴哉君。

○議員（1番 大川 貴哉君） 1番、大川です。

商工費の夏祭り補助金についてですけれども、今年も中止ということで減額されています。2年連続、コロナウイルス感染症のまん延防止で停止されていますが、来年こそはということで、新型コロナウイルスに打ち勝った暁として、来年、盛大に行うため増額を検討してはいかがと思いますが、お答えをお願いします。

○議長（川野 雄一君） 政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） お答えをいたします。

夏祭り補助金につきましては、実施主体が商工会になります。補助金の内容につきまして審査を行い、予算をつけているところでございます。

2年中止になりましたので、その分を補助金にというようなお考えもあろうかと思えますけれども、予算としましては、会計年度独立の原則というのもありまして、年度年度で事業費を見ていくというようなルールもございますので、商工会のほうで、来年度は2年できなかったので大きくやりたいというような要望がございましたら、予算の中で審議をさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（川野 雄一君） それでは、16ページ、17ページ、質疑ございませんか。8番、柳迫好則君。

○議員（8番 柳迫 好則君） 16ページの土木総務費で、委託料工事請負費の残土処理場測量

設計委託料、残土処理場管理業務委託料、残土処理場内工事用道路整備工事に2,060万円ほどあがっていますが、この残土処理場はどこのことなのか、また、残土はどこの部分を持ってくるのか、お聞きします。

○議長（川野 雄一君） 建設課長、下川秀美君。

○建設課長（下川 秀美君） お答えを致します。

まず、場所につきましては、辻地区に今回、残土処理場を設けましたので、場所的には坂口養鶏場、あの附近の近場が残土処理場となっております。

それと、どこの土砂を持っていくのかということですが、今考えているのは、この土捨て場のほうに、大体推定で5万立米ほど土砂を捨てることができるということで確認をしております。

まず、工業団地の土砂と本年度発注の旧平国小学校の法面工事や災害復旧工事から発生する土砂を搬入するという計画であります。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 8番、柳迫好則君。

○議員（8番 柳迫 好則君） たしか、この辻の土捨て場は、今後、災害復旧工事に出る泥等を捨てるために購入したと説明を受けていました。津奈木工業団地内に今、仮置きしてある泥は天草の龍ヶ岳かな。あっちの方面に持っていくと聞いておりましたが、なぜ、この辻の土捨て場に捨てるようになったのか、お聞きします。

○議長（川野 雄一君） 建設課長、下川秀美君。

○建設課長（下川 秀美君） お答えを致します。

計画では大型ダンプで合串漁港へ運んで、その後、運搬船で龍ヶ岳の竹島に搬入する予定ということで査定を受けていました。

管内の災害復旧工事の発注が増えたと。それと、大型ダンプや作業員の確保が厳しい状況で、業者への負担が増えるということが思われます。また、船で運ぶ場合には、港での積み込みと捨土の作業、それと船の待ち時間等がありますので、今回、辻地区のほうに変更することによって、運搬距離と運搬の期間が短縮されるということで、変更しております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） ほかにございませんか。6番、澤井静代君。

○議員（6番 澤井 静代君） 同じく、16ページです。

消防費の災害対策費の職員手当等の時間外勤務手当604万8,000円が計上されておりますが、まず、当初予算で150万円上がっていたと思うんですね。この内容について、まず、説明を求めます。

○議長（川野 雄一君） 総務課長、吉澤信久君。

○総務課長（吉澤 信久君） お答えを致します。

8月11日から20日までの大雨によって、避難所対応として、多いときで町内4か所の避難所を開設致しております。それぞれ、職員2名で対応する必要があり、この期間の時間外勤務手当だけで約348万円必要となっております。

当初予算に計上しました150万円につきましては、5月から7月までの大雨で避難指示も出しておりますけども、これと、また、8月の台風9号などによりまして、既に支払いを終わっております。

今後、9月から10月にかけて、まさに台風14号が来ておりますけども、台風による避難所開設が予想されていることから、所要額を計上しているところです。一番多い時間数、職員では延べ59時間ということで、50時間以上の職員は14名ということでございます。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 6番、澤井静代君。

○議員（6番 澤井 静代君） 確かに、お盆の時期には、連日の豪雨により避難所が開設されました。その4か所の、まずその避難所の避難者数と、それから、昨年度、災害が発生しましたので、これは別枠かもしれませんが、同じ項目では、決算書の中では、時間外勤務手当として159万580円の決算が上がっております。

今後、私も3月定例会で、新聞記事見出しを「避難指示に一本化」という紹介を致しました。今年の梅雨期からの運用を目指すという記事を御紹介しまして、まず、その第1号が芦北水保、全国でこちらだったと思うんですね。

このように、異常気象と言いながら、日常化しているこの自然災害と向き合っていく中で、その避難者数と開設の度合いというんですか、そういうのがどうなのかなという思いがありますので、まず、避難者数を教えていただければと思います。

○議長（川野 雄一君） 総務課長、吉澤信久君。

○総務課長（吉澤 信久君） お答えを致します。

8月11日から8月19日までの避難者数、避難所別はちょっと出しておりませんが、全避難所4か所で、8日間の合計で95名ということで、翌日の20日が自主避難ということにしまして、これが2人、合わせまして97名の方が避難していらっしゃいます。多いときで20名、少ないときで5名程度ということでございます。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 6番、澤井静代君。

○議員（6番 澤井 静代君） 確かに、住民の安全・安心、命を守るためには、避難所開設は重要なことです。でも、小さい私たちの自治体では大切な財源でもあります。今後はやっぱり、何

かいい方法はないのか、そういうのも含めながら、常に、チェックをしていただきながら対応していただきたいということと、そして、もう1つお尋ねしたいのは、避難所勤務明けの職員の勤務体制ですね。それをお聞きできればと思います。

○議長（川野 雄一君） 総務課長、吉澤信久君。

○総務課長（吉澤 信久君） お答えを致します。

8月11日からの大雨ですが、長期間にわたったということで、避難所対応担当の保健福祉課、住民課、教育課のほかにも政策企画課とか会計課の職員、これにも応援をしていただいて運営をしております。また、建設課、農林水産課、総務課におきましては、警報発令に伴いまして、通常1人ずつなんですけども、複数人で対応を行っております。そういうことで、全職員で今回の長雨に対応したところです。

また、避難所運営を行う職員につきましては、交代で休憩を行ったり、それから、翌日に休暇をとっていただくなど、翌日の勤務になるべく支障を来さないような取扱いを行っているところです。

何せ、この長雨というのは経験がちょっとなかったものですから、いろんな形で職員にお願いをして、対応してきたところです。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 6番、澤井静代君。

○議員（6番 澤井 静代君） 今、総務課長の職員の方たちに対する気遣い、休憩をとりながらとか、翌日は休暇をとっていただいたりとか、いろんな体制で、全員で乗り越えてきたというお話を聞きまして安心しました。まず本当に、徹夜の勤務になると思いますので、そこら附近の、やっぱり職員の体調管理には十分注意を払っていただきながら、今後も運営に努めていただきたい。

そして、人件費が本当にかさんでいくと思うんですね。そこら附近も、先ほど申しましたように、しっかりとチェックをしながら、何かいい方法があったら、そちらも取り入れながら、住民の安心・安全のために努めていただきたいと思います。よろしくお願い致します。

以上です。

○議長（川野 雄一君） ほかにございませんか。2番、新立啓介君。

○議員（2番 新立 啓介君） 2番、新立です。初めての議会で緊張しておりますけども、よろしく願いいたします。

先ほど、柳迫議員からありましたが、土捨て場の件でお伺いしたいと思います。

後に議案第29号で条例案が出てきますけれども、その中で、処理を1立米1,000円ということで、令和3年度受入れ予定が2万6,000立米と、使用料収入が1万7,000立米で、

9,000立米の差がありますけれども、これについては、町単独かなという予想はしておりますけれども、その部分と管理運営業務ですね。

土捨て場の管理。土砂を持ってきても、その後の敷きならしとか転圧とか、そういった部分が必要になるかと思えます。その運営方法等どうされるのか。

過去にも、なかなか目が行き届かない部分で、違法な捨土とかもありましたので、そこら附近を心配しているところですので、2点、よろしくお願い致します。

○議長（川野 雄一君） 建設課長、下川秀美君。

○建設課長（下川 秀美君） まず1点目の捨土量が2万6,000立米、使用料のほうで1万7,000立米、その差が9,000立米ということではありますが、この分につきましては、旧平国小学校の法面工事が、本来だったら補助事業で、捨土使用料1,000円の9,000立米を計上できるんですが、工事内容が増えてまして、その補助の内示額よりオーバーしているということで、今回は、条例に基づきまして免除するというので、その差が出ています。

それと今度、土捨て場のほうを開設しまして運営を行っていきますが、運営につきましては、残土処理場管理業務委託の中で、まず、搬入については、事前に役場に申請をしていただいて許可を出す。

実際、トラックとかが現場のほうに入ってきますので、そのときは、この管理業務の中で、土砂の搬入量とか、もしくはどこから持ってきたか、そういうものの管理を、チェック体制をしていただいて、その後、重機等で敷きならし、転圧をして埋め立てていくという業務を、管理業務で行いたいと思っています。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 2番、新立啓介君。

○議員（2番 新立 啓介君） 土砂の搬入の部分はわかりましたけれども、私が聞きたいのは、その作業をするんですよ。委託をするということですけども、どこかの業者に委託をするのか。何かしらの組織を立ち上げて、そういう管理をするのか、そこら辺、具体的にありましたらお伺いしたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 建設課長、下川秀美君。

○建設課長（下川 秀美君） 発注先につきましては、本町のほうで、災害復旧工事は多数発注をしています。今、町内業者では、手が足りないということで、発注先については、今後どういう形で出すか、検討をさせていただきたいと思えます。

○議長（川野 雄一君） ようございますか。ほかにございませんか。

それでは、歳出18ページ、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） それでは、歳出全体でございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） それでは、歳出については質疑なしと認めます。

次に、歳入の質疑を行います。

8 ページ、9 ページ、歳入の質疑を行います。

8 ページ、9 ページ、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

10 ページ、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第25号令和3年度津奈木町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。議案第25号は原案のとおり可決されました。

ここで、新型コロナウイルス感染症に関する対策のために、議場内の換気をいたしますので、

11時15分まで休憩を致します。

暫時休憩いたします。

午前11時07分休憩

午前11時15分再開

○議長（川野 雄一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第7. 議案第26号 令和3年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（川野 雄一君） 日程第7、議案第26号令和3年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第26号令和3年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計補正予算

(第1号)について御説明申し上げます。

歳入では、所得確定に伴い、保険料を増額致しております。歳出では、職員の異動に伴う人件費を増額し、前年度精算に係る一般会計への繰出金を計上致しております。

歳入歳出補正総額は80万円の増額で、予算の総額を歳入歳出それぞれ8,980万円と致しております。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(川野 雄一君) 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入歳出一括して行います。

歳入6ページ、歳出7ページです。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川野 雄一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川野 雄一君) 討論なしと認めます。

これから、議案第26号令和3年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川野 雄一君) 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第27号 令和3年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(川野 雄一君) 日程第8、議案第27号令和3年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長(山田 豊隆君) 議案第27号令和3年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

歳入では、前年度繰越金の確定により、繰越金を増額致しております。

歳出では、総務費で水道ビジョン策定に向けた事業計画を策定するため、アセットマネジメント策定業務委託料を計上し、消費税の確定に伴う増額を致しております。

歳入歳出補正総額は900万円の追加で、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億100万円と致しております。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入歳出一括して行います。

歳入6ページ、歳出7ページです。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第27号令和3年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第28号 令和3年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（川野 雄一君） 日程第9、議案第28号令和3年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第28号令和3年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

歳入では、前年度決算に伴う過年度分社保診療報酬支払基金介護給付費交付金等を増額致しております。

歳出では、前年度決算に伴う前年度介護給付費負担金等返還金及び一般会計繰出金を増額し、居宅介護サービス給付費で調整額を減額致しております。

歳入歳出補正総額は460万円の増額で、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5,250万円と致しております。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入歳出一括して行います。

歳入6ページ、歳出7ページです。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第28号令和3年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第29号 津奈木町残土処理場管理条例の制定について

○議長（川野 雄一君） 日程第10、議案第29号津奈木町残土処理場管理条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第29号津奈木町残土処理場管理条例の制定について御説明申し上げます。

令和2年7月豪雨災害による公共土木施設や農林水産業施設等に甚大な被害が発生し、大量の災害土砂が発生しています。この災害土砂を処理するための残土処理場を整備することとなったため、本条例を制定する必要があります。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第29号津奈木町残土処理場管理条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は原案のとおり可決さ

れました。

日程第 1 1. 議案第 3 0 号 津奈木町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○議長（川野 雄一君） 日程第 1 1、議案第 3 0 号津奈木町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第 3 0 号津奈木町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

昨年制定しました津奈木町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の施行により、育児休業の対象外職員の規定の整理のため、本条例を改正するものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 3 0 号津奈木町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 3 0 号は原案のとおり可決されました。

日程第 1 2. 議案第 3 1 号 津奈木町手数料条例の一部改正について

○議長（川野 雄一君） 日程第 1 2、議案第 3 1 号津奈木町手数料条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第 3 1 号津奈木町手数料条例の一部改正について御説明申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに

より、個人番号カードにおける再交付手数料が、市町村歳入から地方公共団体情報システム機構歳入に改正されたため、本条例を改正する必要があります。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第31号津奈木町手数料条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第32号 津奈木町子ども医療費助成に関する条例の一部改正について

○議長（川野 雄一君） 日程第13、議案第32号津奈木町子ども医療費助成に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第32号津奈木町子ども医療費助成に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

子ども医療費審査支払いに関する事務を、熊本県社会保険診療報酬支払基金、または熊本県国民健康保険団体連合会に委託することにより、受給者の負担軽減や事務の簡素化を図るため、本条例を改正する必要があります。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第32号津奈木町子ども医療費助成に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第33号 津奈木町工場等設置奨励条例の一部改正について

○議長（川野 雄一君） 日程第14、議案第33号津奈木町工場等設置奨励条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第33号津奈木町工場等設置奨励条例の一部改正について御説明申し上げます。

本年4月1日に、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が新たに施行されたことに伴い、本条例の規定を整備するものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第33号津奈木町工場等設置奨励条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第34号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について

○議長（川野 雄一君） 日程第15、議案第34号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変

更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第34号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について御説明申し上げます。

福浦漁港物揚場整備に伴う公有水面の埋立工事が完了しました。町の区域内に新たに生じた土地を確認し、字の区域を変更するには、地方自治法第9条の5第1項及び同法第260条第1項の規定により、議会の議決を経る必要がございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第34号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第35号 津奈木町過疎地域持続的発展計画の制定について

○議長（川野 雄一君） 日程第16、議案第35号津奈木町過疎地域持続的発展計画の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第35号津奈木町過疎地域持続的発展計画の制定について御説明申し上げます。

本案につきましては、本年4月1日に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことにより、新たに令和3年度から令和7年度までの計画を定めるものです。

本計画を定めるには、法第8条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があります。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第35号津奈木町過疎地域持続的発展計画の制定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

日程第17. 認定第1号 令和2年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第18. 認定第2号 令和2年度津奈木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第19. 認定第3号 令和2年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第20. 認定第4号 令和2年度津奈木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第21. 認定第5号 令和2年度津奈木町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第22. 認定第6号 令和2年度津奈木町恒久対策事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第23. 認定第7号 令和2年度津奈木町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（川野 雄一君） 日程第17、認定第1号令和2年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第23、認定第7号令和2年度津奈木町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定については、さきの議会運営委員会で、所管の常任委員会へ付託する旨の答申がっておりますので、一括議題と致したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、日程第17、認定第1号から、日程第23、認定第7号までの7議案は一括議題とすることに決定しました。

お諮りします。ただいま、一括議題としました議案について、会議規則第35条第3項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

お諮りします。日程第17、認定第1号から、日程第23、認定第7号までの7議案は、お手元に配付しております議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、日程第17、認定第1号から、日程第23、認定第7号までの7議案は、議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することを決定しました。各常任委員会におきましては、慎重な審議を実施され、審査の経過とその結果を最終日の本会議において、各常任委員長から報告願います。

日程第24、同意第1号 津奈木町教育委員会委員の任命の同意について

○議長（川野 雄一君） 日程第24、同意第1号津奈木町教育委員会委員の任命の同意についてを議題とします。

提出理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 同意第1号津奈木町教育委員会委員の任命の同意について御説明申し上げます。

教育委員の福田征起氏が令和3年9月30日をもって任期満了となりますが、引き続き、教育委員として福田氏を任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

福田氏は性格温厚で、これまでの教育委員として貢献等を鑑みましても、教育委員として最適任者であると考え、ここに御提案申し上げる次第でございます。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提出理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、同意第1号津奈木町教育委員会委員の任命の同意についてを採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件について、これに同意することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（川野 雄一君） 挙手多数です。したがって、同意第1号は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第25. 報告第5号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

て

○議長（川野 雄一君） 日程第25、報告第5号令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とします。

本件について、提出理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 報告第5号令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について御説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を添えて報告いたします。

まず、健全化判断比率のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率は赤字額がなく、また、将来負担比率も算出されない結果となっております。実質公債費比率につきましては、前年度1.8%から1.9%と増加いたしております。

次に、公営企業の資金不足比率につきましては、簡易水道事業及び宅地造成事業ともに資金不足がない結果となっております。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これで報告第5号を終わります。

日程第26. 報告第6号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告について

○議長（川野 雄一君） 日程第26、報告第6号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検

及び評価結果の報告についてを議題とします。

本件について、提出理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 本議会では塩山教育長が欠席でございますので、私のほうから説明申し上げます。

報告第6号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告について御説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価結果を、別冊のとおり報告いたします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これで報告第6号を終わります。

日程第27. 報告第7号 一般財団法人津奈木町地域振興公社の経営状況を説明する書類の提出について

○議長（川野 雄一君） 日程第27、報告第7号一般財団法人津奈木町地域振興公社の経営状況を説明する書類の提出についてを議題とします。

本件について、提出理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 報告第7号一般財団法人津奈木町地域振興公社の経営状況を説明する書類の提出について御説明申し上げます。

地方自治法第221条第3項の法人について、同法第243条の3第2項の規定により、所要の書類を議会に提出するものでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。4番、本山真吾君。

○議員（4番 本山 真吾君） 4番、本山です。

確認といたしますか、報告された書類について、御質問をちょっとさせていただきたいと思えます。

つなぎ物産ギャラリーの管理運営事業について、毎年、非常に厳しい経営状態の中、また、コロナの騒動災害に関する騒動があったのに対して、非常に売行きが伸びて、物産ギャラリーについては、つなぎ百貨堂ですか、非常に売行きが好調だったと聞いております。

その内容としましては、ふるさと産直便という、送り先に対してその送料を負担するという、無料にするというのがかなり効いたと聞いておりますけれども、そのときに使われた金額を、まず教えていただきたいと思っております。

○議長（川野 雄一君） 暫時休憩をいたします。

午前11時44分休憩

午前11時51分再開

○議長（川野 雄一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

政策企画課長、荒川隆広君。

○政策企画課長（荒川 隆広君） 振興公社の経営状況に関する報告でございまして、今、資料等を持ち合わせておりませんので、決算委員会等もございまして、その中で回答させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これで報告第7号を終わります。

日程第28. 発議第5号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

○議長（川野 雄一君） 日程第28、発議第5号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。7番、久村昌司君。

○議員（7番 久村 昌司君） 発議第5号の提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、県内はもとより、国内全域に拡大の一途をたどっており、各方面に甚大な経済的、社会的影響を及ぼし、住民の不安が続いている中で、地方財政は、来年度においても巨額の財政不足が避けられない厳しい状況に直面しております。

このような状況において、地域の実情に応じた行政サービスを持続的に提供していくためには、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、地方交付税等の一般財源総額の確保、充実を強く国に求めていくことが不可欠と考えられます。

このことから、本件に関して、国に対し強く要望いたしたく存じますので、議員各位に対して

御賛同のお願いを申し上げまして、趣旨説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提出者の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから、発議第5号について、討論、採決を行います。

発議第5号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、発議第5号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 賛成多数です。したがって、発議第5号コロナ禍による厳しい財政状況
に対処し地方税財源の充実を求める意見書については、原案のとおり可決されましたので、関係
機関に送付することに致します。

○議長（川野 雄一君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。どうもお疲れでした。

午前11時55分散会

令和3年 第3回(定例)津奈木町議会会議録(第2日)

令和3年9月16日(木曜日)

議事日程(第2号)

令和3年9月16日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(10名)

1番 大川 貴哉君	2番 新立 啓介君
3番 宮嶋 弘行君	4番 本山 真吾君
5番 上村 勝法君	6番 澤井 静代君
7番 久村 昌司君	8番 柳迫 好則君
9番 村上 義廣君	10番 川野 雄一君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 山下 浩一君

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 豊隆君	副町長	林田 三洋君
教育長	塩山 一之君	総務課長	吉澤 信久君
政策企画課長	荒川 隆広君	建設課長	下川 秀美君
農林水産課長	坂本 輝一君	住民課長	久村 庄次君
ほけん福祉課長	葦浦 祐一君	教育課長	岡松 辰哉君
会計課長	財部 大介君		

令和3年第3回定例会

一般質問通告表（令和3年9月16日（木）午前10時）

順番	質問議員	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	宮嶋 弘行	①町民体育祭の現状と今後の取り組みについて	①町民体育祭は、コロナと天候不順により、競舟は5年間、他の競技においても2年間中止になっている。これからも現状どおりの判断で行う予定なのか。	町 長 及 び 担 当 課 長
			②今後、種目と日程などの見直しを含め、こういった形であれば運営できるのか、伺います。	町 長 及 び 担 当 課 長
		②中学校部活動の社会体育クラブへ移行について	①学校の働き方改革のなか、中学校部活動が社会体育クラブへ移行するが、いつから、どのような計画となっているのか。また、今後の状況等、具体的な方策があるのか、伺います。	教 育 長 及 び 担 当 課 長
			②社会体育クラブの移行により、指導者と競技種目が限られてしまうものと思われる。クラブ活動が衰退しないか心配されるが、今後の取り組みについて、伺います。	教 育 長 及 び 担 当 課 長
			③80年代をピークに、子どもの体力低下が続いていると言われていたが、体力向上に対する、今後の取り組みについて、伺います。	教 育 長 及 び 担 当 課 長
		③コロナワクチン接種状況について	①65歳以上の接種率は、何人で何パーセントなのか。また、12歳以上の接種率も現時点で何人、何パーセントなのか、伺います。	町 長 及 び 担 当 課 長
			②今後、未接種者に対する推奨等について、対応と対策の予定はあるのか。また、ワクチンの確保状況についても、伺います。	町 長 及 び 担 当 課 長
			③本町の接種率は、他の市町村と比較してどのような傾向にあるのか、伺います。	町 長 及 び 担 当 課 長

2	新立 啓介	①里道・水路等（法定外公共物）の維持管理について	①里道・水路等（法定外公共物）の所有者は誰になるのか。	町 長 及 び 担 当 課 長
			②現在、里道・水路等の維持管理は、町からの材料支給による受益者施工となっているが、町が施工する予定はないのか。	町 長 及 び 担 当 課 長
③災害により被災した場合、誰が復旧するのか。また、豪雨災害のたびに危険を感じている隣接住民の不安解消のため、予防工事はできないのか。	町 長 及 び 担 当 課 長			
		②山田町政2期目の基本施策について	①人口減少・少子高齢化対策の「健康長寿のまちづくり」、農林水産業の振興の「耕作放棄地の対策」、地元企業育成・雇用確保の「農工商連携で商品開発、商社などによる販売促進の支援」、観光の振興の「宿泊施設実証事業」の4項目について、具体的な取り組みと期待される成果について、伺います。	町 長
3	本山 真吾	①第一次産業振興の現状と今後の政策について	①第9期津奈木町振興計画のうち、農業振興計画における現状について、伺います。	町 長 及 び 担 当 課 長
			②新たに取り組んでいる、アボガド等の「熱帯植物」の現状と今後の対応について、伺います。	町 長 及 び 担 当 課 長
			③特産化を進めている「スイートスプリング」の現状と今後の対応について、伺います。	町 長 及 び 担 当 課 長
			④町振興計画は、平成31年3月に策定されているが見直すべき点はないのか、伺います。	町 長
		②耕作放棄地の対策について	①全国的に耕作放棄地が問題化されているが、本町の現状と政策について、伺います。	町 長 及 び 担 当 課 長
			②全国的に、耕作放棄地対策として様々な取り組みがなされている。その中で、高性能機械の貸し出しを行っている自治体もある。本町においても農家の高齢化対策や費用負担軽減などのために、機械の共同利用を進めたほうが良いと思うが、いかがか。	町 長

4	柳迫 好則	①町道男島線の歩道設置について	①あんさんく付近から役場前までの区間は通学路となっているが、大型トラック等の交通量も多く通学において影響がある。役場前の区間は道路幅員も広いが、この区間に歩道の設置はできないか。	町 長 及 び 担 当 課 長
		②津奈木川河口付近の堆積土砂の撤去について	①令和2年7月豪雨災害における復旧として、津奈木川河口付近の堆積土砂の撤去が先日行われたが、同災害以前に元々積まれていた土砂はそのままとなっている。今回の工事は、どのような内容で工事をされたのか。	町 長 及 び 担 当 課 長
			②以前の説明では、元々あった土砂は搬出する場所がないため現在の場所に積んでいるとの説明であった。今回の土砂撤去と同時に撤去できなかったのか。	町 長 及 び 担 当 課 長

午前10時00分開議

○議長（川野 雄一君） 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（川野 雄一君） 日程第1、一般質問を行います。

4名の方から質問通告を受けております。

質問及び答弁時間は1名につき60分以内に制限し、一問一答方式とします。

質問に当たっては、通告内容に基づいた質問をされるようお願い致します。

また、執行部も明快かつ簡潔な御答弁をお願い致します。

本日の質問順番をお知らせします。1番、3番、宮嶋弘行君、2番、2番、新立啓介君、3番、4番、本山真吾君、4番、8番、柳迫好則君の順番とします。

まず最初に、3番、宮嶋弘行君の質問を許します。3番、宮嶋弘行君。

○議員（3番 宮嶋 弘行君） おはようございます。3番、宮嶋弘行です。議長のお許しがありましたので、通告しましたとおり、順次質問させていただきます。

今年の夏はあっという間に過ぎ去り、8月は豪雨による長期の避難指示、コロナによる感染拡大等で、町民の皆さんにとっては憂鬱な時期ではなかったでしょうか。子供たちにとっても、夏にしかできない思い出づくりも十分にできなかったのではないかと心配されるところです。

そんな中、いろいろと物議を抱えながら、東京オリンピック・パラリンピックが開催され、アスリートはもちろん、国民にとっても感動と勇気を与えていただけたものと思います。

そこで、津奈木町のオリンピックであります町民体育祭について、教育住民常任委員会においても教育委員会への質疑等を行い、町民の融和と健康増進のためにどのように推進していけるのかを伺いました。

そこで、教育課長に伺います。

1番目の町民体育祭の現状と今後の取組について伺います。

①の町民体育祭は、コロナ禍と天候不順により、競舟は5年間、ほかの種目においても2年間中止となっています。これからも現状どおりの判断で行うのかを伺いたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 教育課長、岡松辰哉君。

○教育課長（岡松 辰哉） それでは、御質問にお答え致します。

議員おっしゃるとおり、昨年と今年、2年間におきましてはコロナ感染防止のため中止致しました。競舟におきましても、それ以前に大雨等の影響から5年にわたる長き間、中止にさせていただいております。

来年度も現状どおりの判断で行う予定なのかという質問だと思うんですが、これまでどおり、事前に判断する場合は、体育協会の理事会、評議員会、また、当日の天候等の理由により急遽判断する場合は、現場の大会関係者によって判断させていただきたいと思っております。

その判断ですが、判断基準といたしますか、コロナにつきましても、先ほど御紹介ありましたが、1年延期されましたオリンピック・パラリンピックも開催されました。夏の甲子園大会も昨年は中止となりましたが、今年は最後まで開催されております。管内の各中体連も感染防止対策を施され、開催されております。ワクチン接種も本町におきましてはもう順調に接種率を上げていると聞いております。

このように、社会的な背景が昨年と比べますと大きく変わっているのではないかと思っております。そのようなことも判断基準に判断材料として大いに考慮しなければいけないのではないかと思っております。

平成3年、30年前になりますが、10月の町民体育祭陸上大会におきまして本町で死亡事故が発生しております。朝からは非常に晴天でしたが、お一人の休憩時間に突風が吹きまして、古川地区のテントが破壊されました。そのテントの中におられました高齢の女性だったんですが、女性が亡くなりました。その大会は午前中で中止となりましたが、午後から1人で役場に残って事故の処理、保険の請求等、中心となってやられた方が今、現町長であります山田町長だと私は記憶しております。私もちょうど総務課にいたものですからその記憶があるわけなんですけど、我々としましては、住民の参加を要請する場合、確固とした安心・安全が担保されなければなかなか要請することはできません。参加を促すことはできません。

大会を開催する判断としましては、やはり参加していただく皆さんに、皆さんが安心・安全を第一に、これから参加していただく皆さんの安心・安全を第一にこれからも判断していきたいと思っております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 3番、宮嶋弘行君。

○議員（3番 宮嶋 弘行君） 今、課長のほうからいろんな方向性の中で判断をしていきたいということで、その判断の中でそういう御意見等というのは様々やっぱり出てきているのかなというのを感じています。その中で、やっぱり今はいろんな組織があります、こういう行事運営に関して。その組織からの御意見等というのは、そういうのを伺っているのかというのはちょっと聞いてみたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 教育課長、岡松辰哉君。

○教育課長（岡松 辰哉） 毎年、ここ2年は中止になっておりますが、各大会が終わった後に反省会、そして各体育部長にアンケート調査を行っております、この野球大会はどうだったかと

か、競舟大会はどうだったかとか、そういう意見は聴取しております。そしてまた、その意見を基に明るる年の理事会、評議員会にかけながら、どうやって今年はやっていこうかと、そのような材料にさせていただいております。

○議長（川野 雄一君） 3番、宮嶋弘行君。

○議員（3番 宮嶋 弘行君） 私が心配しているのは、地域としてのコミュニティー不足、そして競舟に関しては5年間という間が空いたと。津奈木町の伝統的な行事として、これは小中学生も参加していただいています。学校側としても教員の異動等により、そういったものが行事としてあったのかというのも結局分からないまま異動されているという状況も聞いています。もちろん、先ほどありました町民の安全・安心を第一に考えないといけないのですが、これからも本当の課題どこにあるのか、これはいろんな御意見等がある中でしっかりと検討していただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の②の今後の種目、日程など、見直しを含め、こういった形だったら運営できるのかを伺いたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 教育課長、岡松辰哉君。

○教育課長（岡松 辰哉） それでは、引き続き御質問にお答え致します。

現在、町民体育祭といいますと、5月に男女混合ミニバレー、8月に野球、競舟、10月に陸上大会の4種目を行っております。

結論的には、来年も同じ種目、同じ日程、同じ運営で行いたいと思っております。もちろん、それは体育協会の理事会、評議員会、そちらで承認が前提だとあることも承知しております。承認を取った後にそのようなやり方で行っていきたいと思っております。

平成29年、4年前なんですけど、地区の体育部長にアンケート調査を実施致しました。回収率が50%の10地区と非常に小さいものであったかもしれませんが、そのアンケートを踏まえまして、同じ日に行われておりました男子ソフトボール、女子ミニバレーボールを男女混成ミニバレーボール大会の1種目としまして、メンバーの招集の負担を少なくしております。また、お盆というのはどうしても来客、初盆とか家の行事が忙しいという意見がございましたので、野球大会の日程をこれまで2日間というところだったのですが、一日へ変更致しております。このように、アンケート結果からこのような大会の種目と日程を見直しております。

こういった形であれば運営できるのかという質問でございますが、前回も2地区の地区が参加を取りやめになっておりましたいろいろ議論をしたところなんですけど、そのアンケートから、地区対抗にこだわらず、同窓会のような、同好会のようなその種目が好きなメンバー、例えば野球なら野球が好きなメンバーで集まってその大会に参加したらどうかと、参加してもいいのではないかとという体育部長からのアンケートの中での意見もございました。

しかし、我々が考えましたのが、地区対抗でのチーム編成を通じまして、町民体育祭の目的であります地域コミュニティーの機能の推進・再生、地域コミュニティーが持ちます教育、教育に限らず、子育て、福祉、見守り、防災、防犯、そのような互助機能、また、地域おこしに少しでも波及できるような大会につなげていければと我々は思っております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 3番、宮嶋弘行君。

○議員（3番 宮嶋 弘行君） 今伺ったところ、私も町民体育祭に関しては、種目については今まで何回もいろんな流れで変更等を行ってきたと思います。そして、先ほどありました不参加地区、不参加地区をどうやってなくすかというのも苦労されて、結果的に先ほどありました男女混合を検討したりとか、いろんなやり方を流動的に判断されてやってきました。それぞれ地区等、その中に町民全体の活気あるような行事としてやっぱり進めていかないといけないのかなと思っています。

今、本当に皆さん御存じのとおり、気候変動が日本の四季というものが変わりつつあります。これから私たちの生活様式も大きく変わらざるを得ない状況に陥る可能性もあり、一昔、二昔前のやり方が正解なのか、考え方を柔軟にしないといけないと思います。

教育委員会としても、町民に一番触れ合う箇所として、これからも町民の声と町の方向性をしっかりと伝えていただき、大変だと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

教育委員会においても賛否両論の中、非常に苦慮されているところです。ここでちょっと体育協会長としての町長の判断と提案等があれば、お考えを伺いたいと思いますけど、よろしくお願ひします。

○議長（川野 雄一君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 体育協会長としては、いわゆる理事会、評議員会にかけまして、いろんな町民の意見の吸い上げがございます。その中で決定をしていきたいと、私は思っております。

○議長（川野 雄一君） 3番、宮嶋弘行君。

○議員（3番 宮嶋 弘行君） トップの判断で全てが動くような流れが結構ありますので、ある程度こういう判断というのはトップが何かの形で方向性を示すというのはすごくやりやすいなどいうのを感じていますので、いろんな問題はありますが、そこら辺も踏まえて今後はよろしくお願ひしたいと思います。

次は、2番目に、中学校活動が社会体育クラブ移行への今後の状況ということで、①の学校の働き方改革の中、社会体育クラブへ移行するが、いつからどのような計画なのか伺います。また、具体的な対応と対策はあるのかを伺いたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 教育長、塩山一之君。

○教育長（塩山 一之君） 議員の質問にお答え致します。

現在、学校はまさに働き方改革のさなかにあります。学校の教育活動の見直しや勤務様態の効率的な在り方、部活動の方針の見直し等を行い、以前よりは勤務時間も短くなってきていますが、中学校で働き方改革を進める中での一番の課題は、長年、中学校の教育活動として位置づけてきた部活動を今後どうするかということです。この問題を抜きに中学校の働き方改革は進まないというのが私の認識です。

ところで、宮嶋議員は社会体育クラブへ移行するがと言われておりますが、小学校の部活動が社会体育への移行に当たって県教委が移行完了時期を示したときのように、中学校部活動の社会体育への移行時期を現在のところ県教委はまだ示しておりませんが、文科省は「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」の概要の中で、国と都道府県、市町村が学校の働き方改革を踏まえて、部活動改革の全国展開として、令和5年から休日の部活動の段階的な地域移行を進めるスケジュールを示しております。これは、休日の部活動の指導を望まない教師が部活動に従事しない環境の構築を行っていくものです。

また、部活動の指導者を教職員以外の方を校長が承認・任命した場合、教職員に代わって試合等に引率できるとか、その指導者の費用を負担するとか、将来に向けての環境整備を行っているので、この流れの中で目指すところは部活動の社会体育への移行というのが大方の教育に携わる者の認識だと思います。ですから、今のところ、社会体育化の期限が不明ですが、文科省や県教委が社会体育移行の最も具体的な提言をすれば、一気に改革は進むというふうに思っています。

そのために見直さなければならない大きな課題が中学校の部活動と切っても切り離せない中体連の問題があります。この問題は、1つの学校、1つの教育委員会の問題では解決しません。県全体の問題ですから、県教委なり中体連のトップなりが音頭を取って進めていかないといけない問題だと思いますが、現時点ではまだ具体的には進んでいません。

ところで、部活動イコール運動部活動とのイメージがありますが、この問題は文化部の活動のことも同時に考えていかなければいけないということも御理解いただきたいと思っております。

加えて、中学校の教職員は、これまで長年、平日はもちろんのこと、土日も実に熱心に部活動を指導し、その教育効果として生徒や保護者との信頼関係を築き、学校生活全般に良い影響をもたらしてきたというふうに思っていると思っております。これは中学校の教職員の誇りだというふうに思います。したがって、この誇りを働き方改革の趣旨に沿って意識改革する必要性を常々学校に話しているところです。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 3番、宮嶋弘行君。

○議員（3番 宮嶋 弘行君） これはもう中学校を対象として考えたときの私の意見なんです、

今まで先生から指導、スポーツ、部活に関しても指導を受けていたわけなんですけど、先生が結構その道、例えば体育関係は体育関係の道でちゃんと教員として見られている先生がいらっしゃいます。そういったときに、すごく先生の力、指導力、それはすごく大きな反響をやっぱり呼んでいるわけですね。そうした流れの中で、今回はもう結果的に学校から今度は外して、私たちの今度は一般の社会体育として取り組むと。そういったときにいろんなリスクというのを感じるわけですね。そういった面で、先生の力がこれだけ私たちをうまく育てて、学校自体がいろんな面で力をつけてきて、子供たちが生き生きスポーツを携わったと。そういった面では本当にすごく心配なところなんです。だから、今後、町のほうとしてもこれをどうするかということになると思うんですが、先ほどありました文化も一緒です。文化に関しても長けている先生が来ると、その学校の子供たちはすごくそこで伸び代が出てきます。そういった環境づくりというのは、町としてもどうしても考えないといけないのかなと思っていますので、そういう教育委員会の方向性というのはなかなか今から先がちょっと方向、はっきりどうだこうだというのがまだできていないと思いますけど、先ほど教育長からありました。令和5年度以降に予定されていると。その準備段階、結果的にあと何年か、3年ぐらいの準備段階がありますので、そのときにある程度、町の方針として教育委員会を含め、町としてもどういった方向性で今後はやっていこうかということもぜひ早めに取り組んでいけたらなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、②の社会体育クラブに移行する指導者、先ほどとちょっとまたダブっていますけど、指導者と競技種目が限られてしまうものと思われる。子供たちのクラブ活動が衰退しないか心配されます。今後の検討と取組について伺います。ちょっとダブりのところはありますけど、そこら辺の何か答えを伺えたらと思いますので、お願いします。

○議長（川野 雄一君） 教育長、塩山一之君。

○教育長（塩山 一之君） お答え致します。

この質問は、今後予想される中学校部活動の社会体育クラブへの移行で予想される問題としてのお尋ねだというふうに思います。

中学校の現状から申しますと、本年度の全生徒は111人です。部活動はこれまでも整理統合されて、体育系では野球、男女バレーボール、女子バスケットボール、陸上、剣道、バドミントン、空手、水泳、文化系の合唱があります。この中の剣道、バドミントン、空手、水泳については、学校職員の指導者がいませんので、一般の方の指導を受けて、中体連の参加の際には学校の職員が同伴しているという状況でございます。

生徒数の今後の推移を見ても、現状以上に増える見込みはありません。とにかく以前と比べて生徒数が非常に少なくなっているということが最大の問題であります。従いまして、仮に社会体育へ移行しても、この生徒数の推移は変わらないので、競技種目が限定されてしまうのは仕方が

ないと思います。

社会体育へ移行しても、中体連大会との関わりがあるのであれば、競技種目はここでも限定されてくるでしょう。ですから、今後の中体連の在り方に注視しています。

進む方向は社会体育への移行ですので、教育委員会としては、そのときに対応できるように生涯学習班や学校ともこの問題を共有していくようにしております。

幸いなことに、現在、中学校部活動に一般の方が指導者として入っていただいておりますので、学校の働き方改革と部活動の問題への御理解は頂いているものと思っております。

また、本町の体協にも理解と協力を求めながら、来るべきときに向け、移行に向けた環境整備を進めたいというふうに思っております。

将来、社会体育の理念を余暇の活用、健康・体力維持などとすれば、競技の種目も変わってくるでしょうし、指導者もそれに応じた人になるというふうに思います。

また、これも発想の転換ですが、指導者ができる競技種目で部員を募集するやり方も一案だというふうに思います。この考え方は、総合型地域スポーツの考え方に共通するものがあります。地域スポーツを新たに見直すという考え方をしておくことが必要かと思っております。

少子化の現状ですので、それに見合った新たな社会教育クラブの在り方が求められてくるのは当然だというふうに思っております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 3番、宮嶋弘行君。

○議員（3番 宮嶋 弘行君） 今、教育長からの答弁の中で、我が町が抱える今現状、それはやっぱり少子化というのが一つの大きな原因でもあるのかなというのを感じています。今後、そういう種目においても致し方ない状況でいいのか、そこら辺は一番私が心配するところですので、今後の活動に向けてそこら辺の検討というのは十分やっついていかないといけないかなと思っています。

今の流れの中で私たちが一番気になるのは、子供たちの活躍、それが町民に対しても元気づけになるというのが第一の前提かなと思っているんですね。だから、そういった面で、私たちがそこを一番応援しながら、支援しながらやっついていかないというのを感じています。

そこで、新たな指導者においては相当な準備と覚悟が必要と思われれます。支援等も含め、考慮するようお願いしたいところなんですけど、教育委員会の今の流れとしては、私が見る限り、グラウンドや文化センターの周り、夏場の除草の整備等についてはとてつもない手間をやっているというか、対応しています。常時対応できる臨時スタッフが必要と私は感じています。ほかの市町村のスポーツ施設とは非常に差を感じる場所がありますので、各施設においては常に目につくところなので、日頃の環境整備には特に気を使わないといけないと思っておりますので、検討をお願い

いしたいと。

ここで町長にちょっとお願いなんです、町長だからお忙しいのは十分分かっています。町全体を見回るという機会をよかったら月一とか何かそういう定期的な目的を見ながら、例えば執行部からの意見をただ吸い上げるだけで何うだけじゃあ、町長の見た目というのはやっぱり十分じゃないんじゃないかなというのを感じています。そういった面で、町長が町一円を十分見て回ることによって、「おい、ここはちょっと見苦しいぞ。ここはちょっとちゃんときれいにしておかないといけないんじゃないか」と、それに対する対応を瞬時にできるような今後の方向をちゃんとやっていただきたいなと思いますけど、そこら辺はいかがでしょう。

○議長（川野 雄一君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） リーダーがいろいろ出向いてここをなさい、ここをなさい、それも一つの方法だろうというふうに思いますし、各係がここはこうしたほうがいいよ、あるいは、ここはこういう補助金でできるよというような瞬時の判断、そういうのができる。そういう組織のほうで、いわゆる私のリーダー一人じゃなくて、みんなの力をつくっていくというふうな方向で私は全体を見るという方向で今はやっております。いろんなイベントでも私、例えば、夏祭りですら友達を連れて行ったり、あるいはよそに行ったり、そういうのを見ながらここにはこういうことをやっていたよ、ここはこういうのをやっていたよと、それを上からそういうような全体的なことは言います。何といいますか、隅々までちょっと町長としては無理かなというふうに思いますし、そこは各係、あるいは課長さんたち、それが仕事だろうというふうに思いますので、それがマッチしていわゆる上に届いていく。そして、それを俯瞰的に見てじゃあこうしようというのが私の判断だろうというふうに思います。見るのは全体的に見ていい方向に持っていきたいと、宮嶋議員の考え方と私の考え方がちょっと手段が違うだけで、そっちの方向で頑張ろうというふうに思っております。

○議長（川野 雄一君） 3番、宮嶋弘行君。

○議員（3番 宮嶋 弘行君） この私の提案というのは、もう大分前の細川県政のときにちょっと私、いい判断だなというのをすごく目にしたものだから、そのときに細川県知事がまず各市町村を見て回ろうと。見て回った上で、ここが私、県知事としてちょっとここはおかしいんじゃないか、どうなんだということを何か見て回られたというのを記憶しています。我が町、我が場所というのはいろんな面で、町長ももちろんそういう面はしっかり気にされていると思いますからそこはされていると思うんですけど、そういう現場を見るというのは何よりも力強い判断になるのかなというのを感じていますので、今後は忙しい合間を縫ってそういう方向性も考えていただけたらと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次へ行きます。③80年代をピークに子供たちの体力低下が続いていると言われています。今

後の取組について伺いたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 教育長、塩山一之君。

○教育長（塩山 一之君） お答え致します。

中学校部活動に関しての質問の3番目ではございますが、ここでは中学生ということではなく、子供の体力低下としての御質問ですので、子供の全般の体力についての捉え方でお答え致したいと思います。

国の調査では、平成10年から始まった全国小中学校の新体力テストの合計点は全体的に向上傾向にあり、子供の体力の低下傾向に歯止めがかかってきているとのことですが、子供の体力水準が高かった昭和60年頃と比較すると、依然として低い水準であるというふうに報告されております。

これは、学校の児童生徒の運動・体力についての体力調査で、その結果に基づいて学校での体育学習や部活動、遊びなどの在り方について対策を講じているところです。

この調査の中で特に問題視されているのが、運動する子供とそうでない子供の二極化が見られ、子供の体力低下が将来的には国民全体の体力低下につながり、ひいては社会全体の活力が失われるのではないかとというふうに指摘されているということです。

子供たちの中には、家庭に籠もってファミコンゲームに夢中になっている子もいると思います。そのような子供たちをいかに野外に連れ出し、体を動かさせるかが大きな課題というふうにも思っています。

本町の小中学生に対して、小学校運動部活動の社会体育クラブへの移行や今後の中学校部活動の変革を見据えて、昨年度、令和3年2月に運動・スポーツについてのアンケート——小中学校ですけれども——を実施し、子供たちの実態把握を行い、総合型地域スポーツの考え方も一部取り入れながら、運動能力や体力向上のためにこれまでも楽しみながらできる運動等、例えば水泳教室、ラケットテニス教室、海洋スポーツ、そういったものですが、を実施しているところです。

何にしましても、子供たちが進んで体を動かすことを楽しみ、スポーツに親しみを持たせることが大切です。小学校での部活動が社会体育に移行し、熱心な指導者の下で楽しく運動に励んでいる子供たちもいます。そのような子供たちは体力向上が図られていると思いますので、アンケートの結果を生かして、楽しく参加しやすい運動の提示とそのための環境づくりを今後検討していきたいと思っています。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 3番、宮嶋弘行君。

○議員（3番 宮嶋 弘行君） ありがとうございます。いろんな方向で子供たちのスポーツという面は環境が変わってきているのかなというのを感じています。子供たちにとってスポーツに関

わることは成長過程の一部であり、最も重要な役目とは感じているところです。

ただし、先ほどありましたけど、保護者にとってもスポーツに関わる時間が減るわけなんですね。総合型スポーツにより、例えば週に今まで例えば5日やっていたのが2日間しかないよと。そういう関わる時間が減ってくる。

そういう時間に関して、これはスポーツ庁のほうからちょっと記事を見たんですが、テレビ、スマホ等でのゲーム時間が増えるだけでは望ましくないんじゃないかということをお心配されています。子供たちの活躍が先ほどありましたけど町の元気ですので、元気を現していますので、指導者と保護者にとっても大きな負担にならないように御支援をお願いしたいなと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、教育委員会のはこれで終わって、次、移りたいと思います。コロナワクチン接種状況について、ほけん福祉課長に伺います。

ワクチン関連に関しては、これは私の質問通告後に日々進展というか、変化、変わってきているために、質問内容が重なるところがあると思います。その点はどうぞよろしくお願ひしたいと思います。

①の65歳以上の接種率は何人で何%か。それと、12歳以上の接種率は現時点で何人で何%かを伺いたいと思います。

○議長（川野 雄一君） ほけん福祉課長、葦浦祐一君。

○ほけん福祉課長（葦浦 祐一君） お答えします。

接種率について、9月10日のワクチン接種記録システムの記録状況について、令和3年1月1日の住基人口を基に説明致します。

なお、このワクチン接種記録システムの登録は後日追加記録されることなどもありますので、若干の誤差があることについては御承知いただきたいと思います。

65歳以上の高齢者については、接種対象者1,890人に対して、1回目接種済みの方が1,772人で93.8%、2回目接種済みの方が1,750人で92.6%となっております。

また、12歳以上の全接種対象者4,116人に対して、1回目接種済みの方が3,460人で84.1%、2回目接種済みの方が3,100人で75.3%となっております。ほとんどの方が1回目を接種し、3週間後に2回目を接種することとなりますので、9月末までには全接種対象者の約84%の方が接種を完了される見込みとなっております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 3番、宮嶋弘行君。

○議員（3番 宮嶋 弘行君） 今、課長のほうから数字の表示をしていただいたわけなんですけど、津奈木町としてはすごく高い率で接種されているのかなというのをすごく感じています。

先日、私、ちょっと新聞記事を見ていて、これは最初が出たのは64歳以下の2回接種というのが40%台というのが出ていました。その後また今度はこれ、9月8日現在の新聞記事に、結果的に1回目の接種が82.8%、そして2回目が73.7%という形で、40%台とこの後の記事のこの数字との誤差というのがこんなに極端に変わったという何かそういう要因等があればちょっと伺いたいと思います。

○議長（川野 雄一君） ほけん福祉課長、葦浦祐一君。

○ほけん福祉課長（葦浦 祐一君） お答えします。

議員が申される新聞報道についてですが、まず最初は、先ほど言われました64歳以下の分については熊本日日新聞社さんが独自調査でされた8月末の接種状況という形になります。こちらの接種状況については、64歳以下の2回目接種済みの方の公表となっております。

次の8日時点での集計を熊本県が公表した分の報道については、こちらは1回目、2回目の接種率という形になりますが、高齢者を含んだ接種率になっておりますので、高齢者については7月末までにほとんどの方が接種済みとなっております、高い接種率になっております。これらを含んだ接種率が熊本県の公表となっておりますので、接種率の違いはその差だという形になります。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 3番、宮嶋弘行君。

○議員（3番 宮嶋 弘行君） 今、そういう数字の違いというのは説明の中で理解できましたので、ただ、全国の都道府県と比較すると高いという状況でなっていると。熊本県3位という順位が出ています。これが結局、自治体間の競争になるような意味じゃ駄目なんですね。町としてどういう形を推進していくのか、そういう方向性をしっかりやっつけていかないと私はいけないと思います。後でまたダブるような質問になります。

現在もコロナウイルスが全国を蔓延している状況です。特に熊本県においてもますます増加傾向にありました。今、私たちがコロナに対してどう対処したらよいか。接種率を上げるしかないと思われま。特に今の報道等では、12歳以下でも感染者が発生しています。今後は子供への接種も検討しないとイケないのかなというふうに感じているところです。

担当課の職員に関しては、接種推奨のユニホームを作成・着用されています。少しでも多くの方への呼びかけとして敏感に対応しようとしているところは非常に喜ばしいことですので、担当課においては皆さんの危機意識が本当にあるんだなというのを感じています。今後ともそういう面でぜひ町内にそういうウイルスが発生しないような努力をお願いしたいと思います。

並行して、教育課長でよろしいのでしょうか、伺いたいんですが、ただいま、ほけん課長から12歳以上を接種対象ということで伺っていますが、町においては小学6年生、12歳から中学

生が対象になっています。一番心配されるクラスターですね、クラスターが心配されるところなのですが、陽性者が発生している中、学校内と保護者に対する教育委員会からの推奨等に関しては、声かけ、そういういろんなものに対して行っているのかを伺いたいと思います。また、もしものときの対応等は検討されているのかを伺いたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 教育課長、岡松辰哉君。

○教育課長（岡松 辰哉） ワクチン接種はあくまでも任意でございまして、教育委員会で勧奨すべきものではないと思っております。接種を希望する、しないというのはあくまでも保護者の判断だということを御理解いただきたいと思います。

しかしながら、今回、中学校の教職員、1年生生徒の大部分が濃厚接触者となりました。2週間余りの臨時休校というのを余儀なくされまして、改めてワクチン接種の重要性というのを認識したところでございます。

先ほど、ほけん福祉課長から回答の中に、接種率が84%と高い数字がございましたが、さらに担当課であるほけん福祉課でも協力できるものがあるなら全面的に協力していきたいと思っております。

また、先ほど、もし陽性者が出た場合の何か管理体制というのがあるのかというところですが、いろんなケースがございまして、確固たる管理体制というのにはございませんが、随時、的確に判断しながらやっております。

現在、小中学校とも陽性者が出た前例がございまして、そのときの事例を簡単に説明したいと思いますが、我々、陽性者情報が出た場合は、部活動を含めまして学校業務全てをストップさせております。そして、水俣保健所と連携を行いながら全容の把握に努めております。その間、学校のスクールバスを含めました、学校の消毒、休校の準備、芦北教育事務所との連携を図ってっております。

また、最も重要なのは、子供たち、保護者の不安を払拭して安心してまた学校に再登校できる体制を整えることが必要であると考えておりまして、保護者に対して情報提供、あるいは、もしも子供に不安があると訴えてきた場合には欠席扱いじゃなく出席停止の措置を取るとか、そのような旨の連絡をして、一日でも早い感染を乗り切って今までやってきております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 3番、宮嶋弘行君。

○議員（3番 宮嶋 弘行君） 今、教育課長のほうから対応等も説明していただきました。これは状況というのがいろいろ様々になってきているのかなと思いますので、そういうときにタイムリーな対応、とにかくそういう迅速な対応というのが一番最小限に抑える対応かなというふうに感じていますので、今後ともまだまだ先は見通しがついていませんので、ぜひ、そういうところ

を注視していただきたいと思っています。

次に移ります。

②の今後の未接種者に対する推奨の予定はあるのか、また、ワクチンの確保状況について伺いたいと思います。

○議長（川野 雄一君） ほけん福祉課長、葦浦祐一君。

○ほけん福祉課長（葦浦 祐一君） お答えします。

まず、未接種者に対する推奨等についてですが、今回の新型コロナワクチンの予防接種は、予防接種法の努力義務が適用されております。先ほど教育課長からもお話がありましたが、これは義務ではありませんので、最終的には、御本人が納得した上で接種を御判断頂くこととなります。特にアレルギー体質などであり接種を希望しないのであれば、受けなくてもよいという形になります。

ただし、今回の予防接種は、感染症の緊急の蔓延予防の観点から実施するものであり、住民の皆様にも広く接種していただきたいという観点から、当初から広報紙やパンフレットなどを配布し、国から示される正しい情報を正しく住民に伝えることで、対象者の方が理解され、接種につながるような取組を行っております。

実際、9月末までには、先ほども申しましたが、接種対象者の8割を超える多くの方が接種を完了される見込みとなっております。

今後もワクチン接種のメリットとリスクを考えた上で納得し、接種を希望される人には、安全に速やかに接種が受けられるような取組を行っていきたいと考えております。

次に、ワクチンの確保状況についてですが、現時点で、水俣市、津奈木町管内分として、集団接種、各医療機関の配送分を含めて約1,000人分を確保しております。また、9月下旬に1,170人分が県より新たに配送される予定となっております。

今後も、各医療機関の必要数に応じて計画的に配送し、接種を進めていくこととしておりますが、国からのワクチンの配送と未確定の部分もありますので、国の動向を注視しながら取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 3番、宮嶋弘行君。

○議員（3番 宮嶋 弘行君） 今、接種者に対しては、義務ではないというような流れで、今やっていると。本当に、希望者がしっかりと接種するしかないのかなというのを感じています。

ただ、先日、接種者に対する、町のほうから集団接種の案内をされています。これに関して、どういう流れから集団接種に変わったのか伺えますかね。

○議長（川野 雄一君） ほけん福祉課長、葦浦祐一君。

○ほけん福祉課長（葦浦 祐一君） お答えします。

集団接種については、有線放送、パンフレット配布などで周知しておりますけれども、今回、高齢者、65歳以上の高齢者については、基本的に仕事をされていない方が主ですので、日曜日の接種ではなく、平日の医療機関で接種していただくことを主としておりました。

ですけれども、64歳以下になりますと、会社勤め等で、休みの日でないと接種ができないという方がおられるということをお判断しまして、日曜日の休日に接種ができるように、町として集団接種の期日を10月24日を1回目、2回目を11月14日として行う予定としております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 3番、宮嶋弘行君。

○議員（3番 宮嶋 弘行君） 私としては、もう集団接種というのは早めの取組をちょっと検討してもらえたらなということも何回か言っていたわけなんですね。

今、やっぱり集団接種の流れなんですけど、先ほどちょっと、確認なんですけど、これは町から要望したのか。例えば、医師会からの提案なのかというのは分かりますか。

○議長（川野 雄一君） ほけん福祉課長、葦浦祐一君。

○ほけん福祉課長（葦浦 祐一君） 町の判断です。

○議長（川野 雄一君） 3番、宮嶋弘行君。

○議員（3番 宮嶋 弘行君） 本当、大変うれしい判断をされているなというのをすごく感じています。もう本当に、やっぱり、よそのやり方をどうのこうのじゃない、町独自の、やっぱり判断というのは、一番、やっぱり、私は大切ななと思っていますので、今後もそういう方向で迅速に対応していただけたらと思っています。

集団接種も実施されることで、一人でも多くの接種が受けやすい環境になっていくのかなと思っています。特に、若い世代に広がりつつありますので、早期の対応とワクチン接種には、1本のワクチンのおすね制約、6名の予約が必要となっていますので、接種したくても思うような予約ができないと伺っています。かかりつけ医療機関での接種もワクチンが十分に確保できていないところもあると伺っています。迅速なワクチン接種ができるよう臨機応変に対応していただくようお願いしたいと。

今後、国内でのワクチン開発も進んでいくものと思われますので、ウイルスに対する効果と副反応等がないものをしっかりと検証していただき、マスク不要の状況に戻れるようお互いに努力していけたらと思っています。

最後になりますが、津奈木町の接種率はほかの市町村と比較してどうなのかを伺いたと思います。

○議長（川野 雄一君） ほけん福祉課長、葦浦祐一君。

○ほけん福祉課長（葦浦 祐一君） お答えします。

他の市町村との比較については、先ほど議員が申されました新聞報道で、9月8日時点の状況が報道されております。この中で熊本県全体の接種率は、1回目が67.3%、2回目が56.8%と公表されております。

同じ新聞報道内で、本町の接種率は、1回目が82.8%、2回目が73.7%となっておりますので、接種は進んでいるものと考えております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 3番、宮嶋弘行君。

○議員（3番 宮嶋 弘行君） これは、私の通告後に新聞記事等で報道されたものですから、ちょっとダブった質問というか、もう分かっている質問になってしまいましたので、それはもうそれで、すごく進んでいるということは、もうこれで理解したいと思います。

とにかく、感染されることはあらゆる場面で仕方ない場合が考えられますので、せめて私たちの町からは重症者を出さないような対応を注視していただきたいと思います。

また、ワクチン効果が心配される中、私たち2回目を接種したわけなんですけど、新たに、また3回目のワクチン接種の必要性も言われつつありますので、今後の対応等にもぜひ迅速にお願いしたいと思っています。

長くなりましたけれど、これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（川野 雄一君） 以上で、3番、宮嶋弘行君の質問を終わります。

.....

○議長（川野 雄一君） 次に、2番、新立啓介君の質問を許します。2番、新立啓介君。

○議員（2番 新立 啓介君） 皆さん、おはようございます。2番、新立啓介です。初めてのことで、ちょっと段取りがよく分からずにおります。議長のお許しがありましたので、さきに通告しましたとおり、順次質問をしたいと思います。

今年の梅雨は平年より20日早い5月15日に梅雨入り致しました。いきなり避難所を開設するような豪雨となり、また、梅雨明けは平年より6日早い7月13日でした。梅雨末期の大雨もなく安堵しておりましたら、8月8日の台風9号が通過して以降、11日から18日まで本州付近に停滞する活発な前線の影響で、九州各地や西日本各地で最大1,000ミリを超える大雨が降りまして、長崎県や佐賀県等をはじめ、各地で甚大な被害をもたらしております。8月の雨量としては、1890年の観測開始以来第1位の記録だったそうでございます。

幸い本町においては、被害はなかったと聞いております。昨年の豪雨災害の復旧工事が遅れている影響が出ているんじゃないかと感じているところであります。

世界各地でも、地震、台風、洪水、干ばつ、山火事など大きな被害が発生しています。地球温

暖化による異常気象と思われませんが、毎年のようにどこかで災害が起こりますと、この異常気象が日常になりつつあるのではないかと心配しております。

今日の新聞では、アメリカの異常気象による損害額、2021年は10兆9,000億円を超えるという報道が出ております。我々も平時から万全の対策を常に取り必要があると感じております。これから本格的な台風シーズンに入ります。職員の皆さんには、避難所対応や現場での対応、大変と思われま。体調に留意されて、町民が安心して暮らせるよう、引き続き汗を流していただきたいと思ひます。

それでは、質問のほうに入りたいと思ひます。

里道・水路などの維持管理について。

現在、里道・水路の所有者は誰になっているのか、お伺ひ致します。

○議長（川野 雄一君） 建設課長、下川秀美君。

○建設課長（下川 秀美君） お答えを致します。

里道・水路等の法定外公共物は、平成12年3月まで、国の財産として国が管理をしておりました。同年4月に、地方分権の推進を図るための関係法律の整備に関する法律——いわゆる地方分権ですね——の一括法が施行され、公有財産特別措置法の一部改正により、国有財産であった里道・水路等、機能を有するものについては、平成15年と16年に町へ無償譲渡され、現在は町で所有をしております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 2番、新立啓介君。

○議員（2番 新立 啓介君） それでは、②のほうに入りますけれども、現在、里道・水路の維持管理は、町からの材料支給により受益者に維持管理をお願いしていると思ひます。町の高齢化率は、皆さん御存じのとおり、7月末で42.5%、ここは山から海まで近い急峻な地形であります福浜地区を見ますと、浜地区が50.1%、大泊地区が48.4%、赤崎地区が56.9%、平国地区が46%、福浦地区が46.7%、本町地区で高いところは倉谷の52.6%です。

集落道路が少ない海浜地区は、里道は生活道路そのものです。2人に1人が高齢者の地区では、共同作業も困難な状況になっています。町道や県道などに出るまでの生活に欠かすことのできない生活道路です。段差やでこぼこがあれば、シルバーカーやつえを利用する方は常に危険な状況で、外出も控えるなど身体活動も低下します。また、郵便配達や宅配業者にとっても重要な道路であります。

先ほどありました所有者も平成15年、16年、移譲で、国から町のほうに管理が変わっているということでもありますので、町のほうで対応はできないか、お伺ひ致します。

○議長（川野 雄一君） 建設課長、下川秀美君。

○建設課長（下川 秀美君） お答えを致します。

里道・水路等の法定外公共物の維持管理は、譲渡前から法律上の定めがはっきりせず、実質的な維持管理は地域住民の方に任せたとという経緯があります。町へ譲渡後も、そのまま地域住民による維持補修、清掃等もお願いしている状況です。

今後も、維持管理する上で補修や修繕に必要な場合には、従来どおりな町からの材料支給等を行いまして、地域等で維持管理をお願いしたいと考えております。

○議長（川野 雄一君） 2番、新立啓介君。

○議員（2番 新立 啓介君） 引き続き利用者のほうでということではありますが、先ほど申し上げましたように、高齢化率も50%を超えるということで、なかなか共同作業が困難になっているということです。

また、舗装等やるにしましても、そういう技術がない人なんか大変な作業になります。単に穴ぼこを埋めるだけとかだったら、誰でもできるかもしれませんが、全体的に整備をするようになりますと、難しい状況が出ております。

町のほうでも、平成26年条例第17号で、津奈木町法定外公共物管理条例と同施行規則が制定されておりますけれども、これにつきましては、特定な人が利用する場合のことが規定をされて、みんなが使うような部分での管理というのは、掲載といいますか、されておられません。

次に、③のほうに入りたいと思います。

これは、先ほども申し上げましたが、維持管理は受益者をお願いをしていたということですが、豪雨等により被災をした場合は誰が復旧するのか。また、豪雨のたびに危険を感じている隣接住民の不安解消のために予防工事は実施できないのか。被災後に復旧するより経費の削減、住民の安心は確保されると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 建設課長、下川秀美君。

○建設課長（下川 秀美君） お答えを致します。

昨年の7月の豪雨、今年に入りまして、5月とか8月の集中豪雨により、一気にまとまった雨が降るようになり、長雨により被災する可能性も起きております。

多数の方が利用されて、生活に密着した公共性のある里道・水路等でその機能を維持するための復旧、または、本施設が原因により隣接住民へ影響を与える場合については協議をさせていただきたいと思っております。

豪雨災害のたびに危険を感じている隣接住民の不安解消のための予防工事については、単費での実施は厳しいと考えております。熊本県土砂災害情報マップや町の総合防災マップを確認していただき、必要であれば、がけ地近接等危険住宅移転事業や土砂法に基づくレッドゾーンに家がある場合についての移転事業、そして、山なら治山工事等の制度がありますので、御相談をして

いただければと思っています。

○議長（川野 雄一君） 2番、新立啓介君。

○議員（2番 新立 啓介君） まず法定外公共物ですね、これは、道路につきましては、道路法の適用を受けない道路、河川については、河川法の適用を受けない、また、準用河川ですよ。これの受けない溝渠、溝や管渠と水路、池沼——池、沼、ため池等が該当するわけですがけれども、何でもこういう質問をしたかといいますと、実際、津奈木町には、これ以外に土石流危険渓流という、土砂災害危険箇所指定されたところがございます。町全体で76か所あるわけですがけれども、これも全て、この里道・水路の範囲に含まれていると私は認識をしております。

これらが被災した場合に、町の職員も、ここは町は管理してない、地区が管理しているんだというような認識ですね。私から言わせますと、誤った認識を持って、その後の対応が遅れてしまっているんじゃないかというふうに感じておりますので、そういったところを、職員の皆さんもそういう管理自体は町ですけれども、お願いということで地区をお願いをしているということですから、ここら付近の改善ですね、を行っていただきたいと。

実際、去年の豪雨、今年5月の豪雨で住宅に隣接する小河川ですね、これは、多分災害対応にならない小河川でございます。ここは、ちょっとオーバーして家のほうに来て、少し被害が遭っている。でも、災害にはかからないということで、多分現在も放置されているんじゃないかというふうに考えております。

このようなところを、もう少し御検討を頂いて、住民が安心して暮らせるようにしていただきたいと、再度御検討をお願いしたいというふうに思います。

この件については終わりたいと思います。

次に、2番目の山田町政2期目の基本施策についてお伺いします。

山田町長におかれましては、7月の町長選挙において、新人候補を破り2期目をスタートされました。広報つなぎ8月号で、2期目の町政運営に当たって、1期目の4つの公約に磨きをかけ、住みよいまちづくりに取り組むと述べられております。その中から、人口減少・少子高齢化対策の「健康長寿のまちづくり」について、2つ目の柱の農林水産業の振興、これの「耕作放棄地対策」について、3つ目の地元企業育成・確保の「農工商連携で商品開発、商社などによる販売促進の支援」について、4つ目の観光振興の「宿泊施設実証事業」について、以上の4点について具体的な取組、また期待される効果、成果等についてお伺いをしたいと思います。よろしくお願ひ致します。

○議長（川野 雄一君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 私の2期目の施策についてということでお答えを致します。

最初の「健康長寿のまちづくり」については、本年3月に策定しました津奈木町高齢者保健福

祉計画及び第8期介護保険事業計画に基づき、地域包括支援センターの体制強化を図り、総合相談の充実や独り暮らしの高齢者等の見守り体制の充実、それと、助け合いの地域づくりを推進して、医療と介護ニーズを併せ持つ高齢者の増加に伴い、水俣芦北圏域在宅医療介護連携支援センター事業による在宅医療と在宅介護の提供体制の構築などを推進していきます。また、介護予防活動、それと特定健診の充実等で、要介護状態への防止や健康維持が図られるものというふうに思います。

2つ目の「耕作放棄地の対策」につきましては、令和3年3月議会でもありましたが、具体的な取組と致しましては、耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業を町単独事業として、平成31年度より実施しております。

次に、環境省の環境首都事業では、つなぎ型環境農水調和事業として平成25年度より実施をし、耕作放棄地を活用した小中学校との連携による農業体験学習を行い、解消に努めております。

また、農地の保全活動につきましては、中山間地域等直接支払制度事業、また、多面的機能支払交付金を活用し、営農の継続や耕作放棄地の発生防止に成果を上げています。

しかし、耕作放棄地については、全国的な問題でもあり、本町においても引き続き、耕作放棄地の解消に取り組んでいく必要があると考えております。

3つ目の地元企業育成・雇用確保における「農工商連携で商品開発、商社などによる販売促進の支援」の取組については、具体的な取組として、令和3年度から令和5年度の3年間、国の地方創生推進交付金を活用して、地域商社の設立による地域の販売力強化プロジェクトに取り組みます。その中で、町内事業者が行う商品開発や販売促進を支援致します。

本年度は、地域商社の組織づくりを進めながら、ふるさと納税返礼品やコロナ禍での巣籠もり需要に対応した商品開発や販売強化事業の公募を行うほか、メディアを活用した情報発信や都市圏でのセールス活動などを実施します。

本事業で期待される効果は、ふるさと納税の返礼品を含め、新たな魅力ある商品を生み出し、地域外に販路を開拓、拡大することで外貨を獲得し、地域内で経済循環を促進しながら、持続可能な地場企業の創出・育成や雇用確保につなげたいと考えております。

4つ目の観光振興の「宿泊施設実証事業」については、令和3年度の「環境首都」水俣芦北地域創造事業の採択を受け実施するものでございます。具体的な取組としては、四季彩周辺のエリア内にトレーラーハウスやキャンプ設備を設置し、RVパークでは、キャンピングカーによる車泊の提供など、多様な宿泊の実証実験を行うものです。

実証期間は、本年11月から2か月程度を予定しております。あわせて、宿泊クーポンの発行や町外企業によるワーケーション利用など、コロナ禍における宿泊ニーズ等も調査する考えです。

本事業で期待される成果は、実証実験による多様な旅行ニーズを把握し、宿泊施設の課題や可

能性を探り、本年度作成する基本構想をより現実的な計画とすることとさせていただきます。

四季彩周辺の魅力向上を図りながら、新たな滞在型観光、体験型観光による観光振興に取り組みたいと考えております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 2番、新立啓介君。

○議員（2番 新立 啓介君） 具体的な取組ということでお話を聞きまして、今後4年間、着実に推進をしていただきまして、町民の雇用や所得が向上するように、また、町民が安心して暮らせるまちづくりのために汗を流していただきたいというふうに考えております。

最後になりますけれども、新型コロナウイルスもワクチン接種が進み、感染者は減少傾向にありますが、病床は依然逼迫状態にあります。医療関係者の努力に感謝するとともに、早く日常生活が来ることを願い、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（川野 雄一君） 以上で、2番、新立啓介君の質問を終わります。

○議長（川野 雄一君） ここで新型コロナウイルス感染症に関する対策のため、議場内の換気を行うため、5分間休憩を致します。開始は11時20分から開始を致します。

暫時休憩を致します。

午前11時12分休憩

午前11時21分再開

○議長（川野 雄一君） 休憩に引き続き、会議を開きます。

次に、4番、本山真吾君の質問を許します。4番、本山真吾君。

○議員（4番 本山 真吾君） 皆さん、おはようございます。今回も質問させていただきます。本山でございます。早速、議長のお許しを得まして、通告書に従い質問をさせていただきます。執行部には明確な答えを頂き、町民の皆様の所得向上へつながるような一般質問にしたいと思いますので、よろしくお願いを致します。

まず、第1次産業の振興の現状と今後の政策についてお伺いをしたいと思います。

第9期津奈木町振興計画のうち、農業振興における現状について伺います。前回の定例会におきまして、農業振興について町長にお伺いしましたところ、第9期の津奈木町振興計画を見れば私がやりたいことは分かっていたかという答弁を頂きました。従いまして、私なりにはありますが、いろいろ調べさせていただきました。

まず、振興計画で、34ページから農業振興計画に書いてある平成22年、平成27年のデータに比べ、昨年行われました農業センサス調査ではどのように変化しているか、最新の現状をお

聞きしたいと思います。

なお、全ての項目につきまして、口頭にて行っていただきますと時間もかなりかかりますので、分かる範囲内で完結に簡単に結構ですので、よろしくお願いを致します。

○議長（川野 雄一君） 農林水産課長、坂本輝一君。

○農林水産課長（坂本 輝一君） お答えを致します。

本町の農業は、デコポンや甘夏みかん等の果樹栽培と水稻や裏作としてのサラダ玉ねぎの栽培などの複合経営が行われております。

まず、本町の総農家戸数につきましては、平成27年は389戸に対しまして、2020年農林業センサスでは327戸であり、平成27年と比較すると16%の減となっております。そのうち販売農家戸数は、平成27年、233戸に対して、2020年、189戸で19%の減、専業・兼業農家数についても、専業農家が平成27年、99戸から2020年、40戸で60%の減となっており、農家就業人口も平成27年、384人から2020年、295戸で23%の減となっております。また、認定農業者数についても、平成27年の66名が、令和2年では57名となっており14%の減少であります。農家戸数や農業就業者数が減少傾向であります。

次に、本町の主要な農作物について見てみると、まず、本町農業経営の中心である果樹の栽培面積と生産量は、デコポンが71.4ヘクタール、1,200トン、甘夏みかん25.3ヘクタールの632トン、その他合計の106.9ヘクタールの1,941トンとなっております。これは、熊本県果樹振興実績書により算出をしております。平成29年度の栽培面積162ヘクタールと比較を致しますと、34%の減となり、栽培面積が減少傾向となっております。また、水稻の栽培面積、生産量は、令和2年、60ヘクタール、280トン、サラダ玉ねぎ7.81ヘクタールの32トンとなっております。

また、新たな取組として、実証栽培が行われておりますアボカドなどの熱帯果樹や自然栽培などの有機農業、酒米などへの取組については、生産技術の確立と生産量の確保等を図っていくことが課題であります。

農業の現状と致しましては、果樹や米の価格の低迷、高齢化による後継者不足、耕作放棄地の発生に伴う有害鳥獣被害等により農業を取り巻く情勢は厳しいものと認識を致しております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 4番、本山真吾君。

○議員（4番 本山 真吾君） 最新の農業センサスの状況から、町内の農業に関わる状況は非常に厳しいものであるということは皆さん御認識のとおりだと思います。ちなみに暗い話ばかりするのもあれなんで、明るいちゅうか、少しそういうのも交えながらちょっと総括を自分なりにさせていただきますけれども。

昨年はコロナの影響で、また災害の影響等で、水稻を作られている農家さん、それと特にサラダ玉ねぎに関しては、外食産業や学校給食の需要が極端に減ったため相当被害といたしますか、例年に比べては大変苦しい状況でありました。ただ、柑橘、主産業の一つであります柑橘に関しましては、JAあしきたの話になりますけれども、選果場の販売の売上げが4年ぶりに20億円を突破しまして、また、生産量、そして単価も高単価で推移を致しました結果、約107から110ぐらいの数値となり、農家の所得は増加しているような傾向だと見られます。もちろん個別の成績はちょっと分かりませんが、ミカン農家にしたら少し明るい一年ではなかったかと思っております。

そこで、②の質問に移らせていただきます。平成29年度の予算にて認証されました、小さくて強い産業づくりプロジェクト中、平成24年から平国地区において、株式会社南興建設、南興FARMさんが始めたアボカド栽培ですが、令和2年度の決算に関わる主要施策の成果に関する報告書のページ、27ページ、熱帯果樹振興事業にも記載されていますが、決算額が1,191万円、歳入のほうで国・県支出金が480万円、一般財源より711万円の支出がされております。このことについてお聞きしたいと思います。

まず、熱帯果樹振興政策のアボカドは、現在どのような現状でしょうか、お伺いをします。

○議長（川野 雄一君） 農林水産課長、坂本輝一君。

○農林水産課長（坂本 輝一君） お答えを致します。

熱帯果樹への取組については、平成24年5月より水俣芦北地域雇用創造協議会事業としてアボカドの実証実験を開始されております。また、平成30年よりパッションフルーツについても商品化へ向けて栽培を開始しております。この取組に対しましては、生産技術の確立と生産量の拡大を図るため、令和2年3月にセミナーを実施し、苗木の配布を希望する農業者等への配布を行っております。

現在の栽培や生育状況と致しましては、栽培については、海岸部では露地栽培、その他地域ではハウス等により行われておりますが、順調に生育している生産者もおられますので、まずは農業経営における既存施設の活用を図りながら、副業的な収入としての役割を期待を致しております。

これまでの試験栽培で得た成果やノウハウを基に生産技術の確立を図りながら、熱帯果樹の生産拡大によりブランド化の推進を図っていくための支援を行っていく予定と致しております。

以上になります。

○議長（川野 雄一君） 4番、本山真吾君。

○議員（4番 本山 真吾君） 今お答えしていただいたあれで頑張つとということなんですけど、具体的な数値と致しまして、今、アボカド栽培に関わっている農家さんの、農家さんと

いいですかですね、会員さんといいますが、の数と、それと実際どのくらいの数量が出荷されているのかというのをちょっと教えていただければありがたいなと思っております。分かりますでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 農林水産課長、坂本輝一君。

○農林水産課長（坂本 輝一君） それでは、生産者の数につきましては12名、そのうち農業者の方が8名。それと実際の出荷のこれは個数になりますけれども、令和元年度分としては160個、そのうち1箱は900グラム前後の3玉で、それ以下は2玉とかいう個数で分かれた出荷になっています。令和2年度につきましては、50個ほど出荷をされております。

以上になります。

○議長（川野 雄一君） 4番、本山真吾君。

○議員（4番 本山 真吾君） ちょっと唐突な質問だったちゅうか、打合わせにしてなかったもんですみませんけど。12名の会員さんは、実は私も去年の、去年だったかな、去年の11月やったですかね、平国地区で実際試食会を兼ねまして勉強会を開催されまして参加を致しました。

ただ、今の答弁だと、元年が160個の2年が50個だったちゅうことを具体的に教えていただいて、ちょっと私自身がショックといいますが、戸惑っているような感じでございます。私自身も実は先ほど言いましたけど、アボカドの苗を昨年5月1日分けていただきまして、14の苗を肥料袋に入れて育てて、現在順調に生育をしております。

また、今年2月1日発行の議会だより120号の14ページで取り上げたアボカドの集いにも先ほど言いましたけど参加致しまして、地元産のアボカドを試食して、非常においしく将来性のある食物じゃなからうかと、自分は認識しておりました。

特集では、一応紹介しておきますけど、平成29年度予算にて承認された小さくて強い産業づくりプロジェクト、地方の人口減少に歯止めをかけ、地域の活性化を図るために支給される国の地方創生推進の交付金を活用し、津奈木町の実情に合わせた官民協働の事業を展開しています。本町においても、就職、進学を契機に若い世代が町外へ流出することになり、生産年齢人口が減少し過疎化に拍車がかかるという悪循環が出来上がっている。その要因は、町の基幹産業である農林水産業の収入の不安定さが若い世代の就業を思い止まらせ、その結果、安定した収入を求めて若者が町外へ流出することによるものが大きいと考えられると。現状を打破し経済の好循環を創造するため、町の産業を牽引していく先導モデルクラスターを創出し、産業振興と雇用拡大を実現することを目的として事業が始まったということで、大きな目標を掲げて始まったことだと記載されております。まさにそのとおりでありまして、ぜひ実現し、成功させたい事業の一つではないかと、皆さん思って期待をしているところだと思います。

非常に町民の所得向上の面から、それにつながる良い政策だと認識して期待していますが、将

来、どのくらいの生産量や売上げをもくろみ、今後の展開はどのようにしていく構想があるのかをありましたらお聞きしたいのですが、計画はどのように考えておられるでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 農林水産課長、坂本輝一君。

○農林水産課長（坂本 輝一君） 今後の対応等につきましては、先ほど述べましたように、現段階としては栽培技術、生産技術の確立がされておられませんので、その確立を図りながら、将来的には農家所得の向上につなげていければというふうに考えております。

今述べたように、これまでの試験栽培で得た成果やノウハウ等を基に生産技術の確立を図り、熱帯果樹の生産拡大によるブランド化の推進を図っていくための支援を町としては検討していきたいというふうに思っております。

以上になります。

○議長（川野 雄一君） 4番、本山真吾君。

○議員（4番 本山 真吾君） ちょっと打合わせしてなかった質問なんで、本当大変申し訳ないんですけども。当然、事業化に当たって、将来の構想としては、例えば1ヘクタールぐらいアボカド園を作っていたらどうかとか、町側から見たですね、そのときの関わった人の所得というのは、大体年収にして、この前は年金プラス100万と言いましたけども、それをはるかに超えるような優良な作物であってほしいぐらいのお答えは頂けるのかなと思っていましたんですけど、なかなか難しいなと思うところがございます。

アボカドは永年作物の分類になりまして、ミカンと同様、実がなり出荷するまで最低5年ぐらいはかかりますが、これから先どのように振興していくのかというのが非常に気になるところです。聞きますと、寒さに大変弱く、越冬するために簡易的でもハウスが必要になってくるのではないかと思っております。

現在は国からの補助事業を使いまして、先駆的に実証栽培をされている分につきましては補助が行って、そういう施設栽培も可能というような形になっておりますけれども、これから例えば12名の方がですね、私もせめて防寒対策程度の施設を造りたいとかいった場合に、県の指定作物にはなっていないと聞いておりますので、そのようなことを町としてどのように進めていくつもりなのか。栽培面の技術の確立という点で、計画がありましたらお聞きをしたいのですがどうでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 農林水産課長、坂本輝一君。

○農林水産課長（坂本 輝一君） アボカド自体は確かに寒さに弱いということで、ハウス等の施設の整備が必要になってくるという認識は持っております。ただ、その生育、要は栽培の技術の確立を図って確実にある程度できるというような状況になりました場合については、そういうハウスへの助成等についても検討を行いたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 4番、本山真吾君。

○議員（4番 本山 真吾君） 栽培技術の確立とか、本来は農業というものは、国とか県とかがですね、また大学などの機関が連携を致しまして、栽培のことについてはかなりの種類につきまして、もう既に実証段階といいますか、に入っております。アボカドまた熱帯植物、果樹ですね、につきましても農研機構ですかね、そういう機構と、たしか鹿児島大学とかそういうところの鹿児島県と鹿児島大学が連携をして、おおよそ1反当たりの収穫する数量というのは、たしか600キロぐらいというような数値が出ております。国産のアボカドについては十分高値で取引されるという見込みがありますので、たしかそのときの単価が1,000円ぐらいで、反当当たり60万円ほどの収益がありますので、普通の作物に比べれば非常に優秀な作物になるのではないかと分かりますので、ぜひそういうのを参考資料にしてですね、今後の津奈木町としての産業の一つとしての育成に役立てていただければいいんじゃないかと思えます。

この件につきましてはですね、私が聞いたかったことは、県の指定作物ではないで、非常に今までの農業の施設栽培であるとか、産業育成に関して手厚い補助が結構あるのが普通なんですけれども、アボカドはどうしても町の特産品ということで発していきますと、町単独で予算を確保して執行しなければいけないというような状況があります。ただ、これはですね、思いがあればできないことはないことだろうと思うんですけれども、現段階でアボカドはどのように、どのようにならうか、力具合はじゃんじゃんやるよとか、そういう考えがありましたらお伺いしたいのですが、どうでしょう。

○議長（川野 雄一君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） これからアボカドの奨励ですけど、町としても応援をしたいというふう考えております。

○議長（川野 雄一君） 4番、本山真吾君。

○議員（4番 本山 真吾君） ということは、今からも力を入れるということでよろしいですね。ぜひアボカドの実が結ぶように、津奈木町も実を結ぶような形にいただければ本当にいいんじゃないかと思えますので、頑張っていきたいと私も思います。

次に、③についてお伺いをしたいと思います。特産化を進めているというか、津奈木のすっかり顔になっておりますスイートスプリングですね。これもまた高齢化や当初の計画からかなりの年月を過ぎております。現状と今後の対応についてお伺いをしたいと思います。

先ほども言いましたけど、いろいろな状況が計画当初よりも進んできております。特に生産者の高齢化も進んで、また商品の魅力もいろいろな商品が出てきておりますので、現状はどのようになっているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 農林水産課長、坂本輝一君。

○農林水産課長（坂本 輝一君） お答えを致します。

まず、スイートスプリングにつきましては、平成17年にスイートスプリング部会を設立し、ブランド化に向け町の特産品として各種事業を実施し、物産館への出荷による販売促進に向けて支援を行ってきております。

設立当初は、会員数は18名で現在は13名となっており、生産量と致しましても、平成30年は36トン、令和2年が27.8トンで生産者や生産量とも減少傾向であります。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 4番、本山真吾君。

○議員（4番 本山 真吾君） これもいろいろな条件がどうしても重なってきますので、大変なことは十分承知の上なんですけれども。スイートスプリングについても、たしかこれは県の指定作物ではなかったかと思うんですけれども、今後の展開はどのような構想を今の段階でお持ちなのかをお聞きしたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 農林水産課長、坂本輝一君。

○農林水産課長（坂本 輝一君） スイートスプリングにつきましては、現況としての問題点としては、高齢化等による後継者不足や中山間地域で急傾斜地等の作業条件が悪く、担い手の確保が難しいためと思われまます。今後は、担い手の確保と基盤整備の推進等による生産量確保や販売促進等へ向けて支援をしていく予定とは致しております。

以上になります。

○議長（川野 雄一君） 4番、本山真吾君。

○議員（4番 本山 真吾君） 重ねてですけども、町長にも御意見を伺いたと思います。

○議長（川野 雄一君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 甘夏、スイートとかいろいろなはしり等では非常によかったんですけど、だんだん価格が低迷してきた。それと高齢化が進んできたということ鑑みますと、いろいろ町としても特産品でございますので、ある程度、今後の対応についてもできる限り支援をしていきたいなというふうには考えております。

○議長（川野 雄一君） 4番、本山真吾君。

○議員（4番 本山 真吾君） これからもできるだけ頑張っって力を入れるよということで、町の方針としては支援をしていくという言葉も頂いたと思います。

ただ、私が考えるに、私もかんきつ農家をしておりますが、私の周りで私よりも若い世代の子がスイートスプリングにあんまりはまっているような感じがしないもんですから、やっぱりそういう面では労働に対する見返りといいますか、収入の面でどうなのかなというのを心配するわけ

です。

ただ、町としても数少ない特産品の中の一つちゅうのは十分分かりますので、また、物産館辺りの販売もかなり一生懸命毎年やっているのも知っておりますので、ぜひこれもアボカドと同様、力をもっと入れていただいて、これも町民の所得向上につなげるような成果をぜひ出していただきたいと思います。

それでは、④に移らせていきます。振興計画は31年の3月に策定されておりますが、この間、短期間にコロナウイルスや昨年7月豪雨災害などによってイベント等の中止がなっております。農業においてもこの間、様々なことが起こりました。先ほど申しましたように、特に玉ねぎ生産者は、学校給食や外食産業の不振により大きなダメージを受けることとなってしまいました。農業に関する環境が次々と変化している中、見直さなければいけない点も出てきたと思われませんが、特に第1次産業について、農業については見直すべき点があるのではないかと思います。今の現状を踏まえてどのようなお考えなのか、策があったら教えていただきたいichゅうか、ぜひお聞きしたいと思いますのでよろしくお願い致します。

○議長（川野 雄一君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） お答えを致します。

本町では平成26年に基本構想を策定し、それに基づいて基本計画を策定しております。今回の後期基本計画については、先ほどありました平成31年3月に策定しております。平成31年度から令和5年度までの5年間とした計画で、人口減少問題など新たな社会課題への対応等を踏まえた計画となっております。社会情勢等の変化に対応し、その事業等に毎年度実施計画をローリングしておりますので、現段階としては、基本計画の見直しは予定をしておりません。

○議長（川野 雄一君） 4番、本山真吾君。

○議員（4番 本山 真吾君） そもそもですけれども、計画というのは、物事を向上させるために計画は立てられるものだと思っております。特にここ1年の状況というのは未曾有の危機といえますか、非常に考えられない、予測ができなかった、本当に大災害だと思っております。ぜひこの辺は見直しをするべきところはやって、柔軟に考えて、ぜひ町民所得、何遍も言いますが、とにかく町民の所得の向上に向けて頑張ってもらいたいというのが私の気持ちです。本当に大変な思いをされている第1次産業の方をはじめ、ほかの方もたくさんおられると思いますので、ここはやっぱり役場が牽引役となって、こうすればどうにか行けるんじゃないかと希望が持てるような施策をどんどん打っていただきたい、そう思っている次第でございます。ぜひよろしくおんを致します。

それでは、続きまして、耕作放棄地対策のことについてお聞きしたいと思います。先ほどの新立議員の中で耕作放棄地対策の話も出てきましたので、ひょっとしたら話が重なるところもある

かもしれませんが、御了承願いまして質問に移させていただきたいと思います。

全国的に耕作放棄地対策として様々な取組がされています。その中で高性能機械、これは草払いに対する機械を貸出しを行うという自治体もございます。

具体的には、インターネットで調べてみますと、10分間ぐらいの手間で兵庫県の多可町、ここは酒どころなのか知りませんが、山田錦ですね、有名な、の発祥の地と聞いております。鳥取県の日南町、岡山県の久米南町、市になりますと、神奈川県で海老名市、栃木県小山市、三重県熊野市、岡山県笠岡市ですかね、ちょっと調べただけでもばあっと出てきます。行政自体が直接機械を貸し出すことによって耕作放棄地が広がるのを食い止めようという動きが見られるわけです。

現在、津奈木町の農業情勢は、先ほどから言いましたように、農業農産物の価格低迷や資材価格の上昇傾向による経営の悪化、農業従事者の高齢化などにより農業経営に対する投資をためらう農業者が多くなった結果、耕作放棄地面積は年々増加傾向となっております。

そこで、農業機械を共同購入し、農業機械の共同利用を行う事業をすることはできないのかということをご提案したいと思います。

すみません、原稿がちょっとおかしくなっていました。①ですね、全国的に耕作放棄地が問題化されておりますが、本町のまず現状と政策についてお伺いをしたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 農林水産課長、坂本輝一君。

○農林水産課長（坂本 輝一君） お答えを致します。

農業委員会の遊休農地等の発生、解消に関する調査及び利用状況によりますと、平成28年度、107.5ヘクタール、平成29年度、107ヘクタール、平成30年度、137.7ヘクタール、令和元年度、131.8ヘクタール、令和2年度、131.8ヘクタールとなっており、平成28年度から令和2年度を比較しますと、24.3ヘクタールほど増加しておりますけれども、前年との比較では横ばい傾向であります。

しかし、本町においても町の住宅地や中心部及び国道沿線等についても発生をしてきており、景観や生活環境の保全等への影響が懸念されております。耕作放棄地を解消するための事業と致しましては、まず町単独事業の耕作放棄地解消発生防止基盤整備事業や環境省の環境首都事業でつなぎ型環境農水調和事業により耕作放棄地を活用した農業体験学習を行い、耕作放棄地の解消に努めております。

また、農地の保全活動につきましては、中山間地域等直接支払制度事業や多面的機能支払交付金を活用し、営農の継続や耕作放棄地の発生防止に成果を上げております。

今後も皆様の御意見等をお聞きしながら、地域や関係団体と一緒に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上になります。

○議長（川野 雄一君） 4番、本山真吾君。

○議員（4番 本山 真吾君） 耕作放棄地につきましては、実はちょっと原稿には、原稿にちゅうか、用意はしていなかったんですけども、以前、農地集積の問題でアンケートを県から頂いた分を集積に関わるアンケートの中で、耕作放棄地の状況は、芦北振興局ですか、の管内の水俣市から芦北町まで関わる中では、津奈木町の場合には、高齢者の方が頑張っておられて農地をどうにか維持をしている。その時点でも、あまり他の町村と比べたら、耕作放棄地は、そこに比べたら問題にならない程度だったという、問題にならない程度ちゅうか、結構言い方あれなんですけど、ほかの町村と比べると少しはましな状況ですかね、そういう感じになっておりました。

ただ、皆さん御存じのとおり、特に昨日ですかね、委員会のほうで町内をぐるっと一周して各施設等を見て回る機会がありましたんですけども、特に去年の7月の豪雨災害で大変災害をなられました平国地区の中道の通りがいつもの年に比べて、ああ、ここも今年は作付がやめてあるなというのが大変目についてきまして、非常にショックといいますかですね、大変な思いをされているんだなというのがひしひしと感ずることができました。

それで、この質問ちゅういいいますか、を提案するに当たり、実は前回も言ったんですけど、私自身が巣籠もりの中ですね、パソコンでユーチューブをよく見るもんですから、関心があったら検索をばぱっと入れてよくやります。先ほど言いました、自治体が直接まず農業の耕作放棄地に対する対策として、機械を直接あてがうといいますか、貸出しをする仕組みがあるんだなというのを初めて知りまして、それがきっかけでした。

また、皆さん御存じのとおり、夏場にかかわらず草払いというのは農業の中でも非常に重要な仕事の一つでありまして、あるユーチューバーといいますかですね、ユーチューブにおきまして、草刈り機関連の作業時間を実は比較をされておりました。100平米の刈る時間を比較されていたんですけども、通常の草刈り機では48分かかるそうです。ハンマーナイフモアはたたきながら、結構高い、背の高くなった草を刈り払うといいますか、粉碎しながら処理をする機械なんですけれども、それは約8分で済みます。6分の1の作業能力時間になります。そして、役場にもありますけれども、ここのさくら団地を草払いをするときに使います乗用モアですね、あれだと大体、その仕事が通常の草刈り機で48分かかるのが4分ぐらいで収まるという話になっておりました。実に12分の1の作業時間、労力で済むことになります。特に乗用モアとかですね、そういうのは座った状態でできるわけですから、重い草払い機をずっとする作業に比べたら、特に作業する方にとっては負担軽減にはなることは請け合いだと思います。

こういうことでこういう話をちょっとさせていただきますけれども、耕作放棄地になってしまう原因ですね、それが農業者の農業の所得ですね、が労働生産費用に関わるといいますか、労力

に対して見返りが少ないというのが農業の問題に根本的にあります。

現在の農業では、例えばトラクター、水稻栽培でいえばトラクターや田植え機、また消毒用の機械、コンバインなど最低限の機械が必要となってきますが、性能の進化、高性能化に伴い、以前購入した金額よりも非常に高額になっているため、機械の寿命が来て買い替えようかなというような状態になったときに、農業経営を断念されるという方が多いと聞いております。レンタルというシステムを使えば、そういう便利な機械も少額の金額でできますし、そもそも農業機械自体が年間に個人で買って何日も使わないというような性格を持っているものが多いものですから、いろいろな問題はあるかと思えますけれども、こういう共同利用に対して補助をつけるというようなやり方は、役場の農業政策としては非常に有効な手段でないかと私自身は考えております。

そして、町の施策としましても説明にあったかと思えますけれども、令和2年度に農家に対する事業として農業労働力緊急支援補助金ですかね、がありまして、内容は新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、農業の現場において不足する雇用労働力を緊急的に補うことを目的とし、高性能省力機械を導入するための費用に対し補助率4分の3以内、上限80万円の補助を行ったかと思えます。

この事業は、新型コロナウイルスの影響により著しく所得が減った人たちへの補助、国・県の助成金制度の対象になる場合が要件の中に含まれていましたために、実質的には農業者において最も新型コロナウイルスの影響を受けたサラダ玉ねぎ農家の皆さんが対象になったのかと思えます。したがって、町内の農家の中でも、今後人手不足や省力化の必要があった方にも、本当はその対象に含まれればよかったんじゃないかと思うんですけれども、今回の場合には残念ながら、新型コロナウイルス関連の補助金は回りませんでした。

また、課長からも説明も含まれていたかと思えますが、共同利用の機械購入については、中山間直接支払制度を利用して集落ごとに購入をしていただくことも可能です。可能ですが、急傾斜と緩やかな団地では、支払われる金額に差がございます。また、その構成のメンバーで予算も限られておりますので、町内全ての農家に同じような機械購入の助成がされているわけではないというのが現状ですね。従いまして、このような状況を考えても、高性能農業機械の共同利用を進めるべきではないかと思えます。

また、やり方もいろいろあるようです。例えば、行政自体とは言いませんが、農協が主体となってやっているところも、実はございます。これは、九州でいいますと、大分県と宮崎県が、実は県の経済連と考えまして、JAが同じような農機具のレンタル事業をしておりますけれども、津奈木町は、御存じのとおり、JAあしきたが農協となりますので、支所であります。

従いまして、JAで母体になってやろうと思いましたが、なかなか農機具センターが芦北にあ

りますから、そこを起点としてとなりますと、津奈木町民には、あまりメリットがないというか、そういう面もございますので、ぜひ、その辺も加味して行ったらどうなのかなと思います。

また、本来、ちょっと私の思いの話になって長くなって恐縮なんですけれども、耕作放棄地対策については、例えば、町の農業委員会とかが主になってやるというのも一つではないかとも思われます。

いずれにせよ、行政の立場から言ったら、恐らく役場内にそういう条件を満たすための条例といますか要綱なりを作成して、役場の職員自体がそれに当たるというのは非常に大変な仕事がまた一つ増えるということで……。

○議長（川野 雄一君） ああ、本山君、もう2番目だと思いますので、2番目の質疑に入っていただけますか。

○議員（4番 本山 真吾君） 分かりました。

○議長（川野 雄一君） 大体趣旨は皆さん分かったと思いますので。

○議員（4番 本山 真吾君） すいませんでした。ちょっと長過ぎました。

要するに、非常に考える余地はいろいろあるかと思います。

そこで、ちょっと、このようないろいろな状況を踏まえて、こういう高性能機械の貸出しをするということについては非常に有効な手段だと思いますが、実際、予算をつけるなど、そういう政策面で検討ができないものか、まずは、そこを聞きたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 今、本山議員の質問を聞いてて、今日の熊日にいろんな情報を取る、紙ベースとネットベースですか、要するに、ネットベースだと望遠鏡だと。紙ベースだと虫眼鏡だということが、今日、実際に載っておりました。まさに、そのとおりですね。情報はかなり取られるかと思います。

その中で、実際やってみてどうなのかと、私も草刈りをかなり、草刈り機を持っておりますし、そしてまた、ハンマーナイフモアも買いました。比較してみました。平米当たり何分とか、今ありましたけど、実際やってみて、草がでかいとハンマーナイフはとてもじゃなくかみ込んでしまいます。

実際、小石があつたりすると、ボンボン飛んで非常に危険性がありますし、また、沼地とかですね、それをちょっと考慮して、私、キャタピラを買いましたけど、そういう情報が、ここは草刈り機場、例えば、金でするかひもですか、これはひものほうがいいね、ここはハンマーナイフがいいよね、そういう使い分けをしておりますので、それぞれ使ってみて情報をいろいろなこう、ネット上はそういう情報がどんどん入ってきます。

今、機械の貸付けについては、平成22年度に、JAあしきた、これ、剪定枝の粉碎機、ウツ

ドチップパー、これを導入しております。そのとき、要するに、使用希望、希望者ですね、これ、時期が重なってしまうんですね。そうすると、そしてまた、利用者の使い方、これが非常に問題がありまして、現在は、故障などにより処分されているところでございます。

芦北管内では、先ほどありましたが、単県事業による共同購入と令和2年コロナ対策、さっきありましたとおり、経営継続補助金による個人購入が実施をされております。本町においても、中山間直接支払協定や中間モデル事業による共同購入ですね、これが実施されておるところです。

これまでの経過、問題は、この考慮しながら単県事業、これによる民間購入といいますか、これに関しまして、支援等については、ある程度検討をやっていく必要があるかなというふうに考えております。

○議長（川野 雄一君） 4番、本山真吾君。

○議員（4番 本山 真吾君） 今、言われたところにつきましては、私も実際、まずウッドチップパーという剪定くずを主に粉碎する機械なんですけれども、これが、金額が約70万円ぐらいします。個人でそのまま購入するとですね。従いまして、なかなか、結構高額な商品であります。

それを、前回の場合には、各第1、第2、第3選果場に1台ずつ農協が共同購入をして使いましょうというような節でやったんですけれども、やはり農家の数に対して、まず、台数が1台ずつしかなかったということで、非常に人気がある事業でありまして、また、どうしても、これはレンタルになりますと、自分の所有物でないですから、使い方も悪くなった、または、そもそもそういう便利な機械をどう使うべきかというのが分からなくて、例えば、みかん山の急傾斜地で、そのまま動かしてから、例えば、段がついている2メートル以上のところから落としてしまったとか、そういう事故みたいな事例もありまして、結果的に4年ぐらいは使ったんですね、そのくらいで継続ができなかったという節があります。

もちろん、町長から言っていましたとおり、ハンマーナイフにしましても、使用箇所によっては非常に便利な品物である。だけど、場合によっては、特に、先ほどから言っていますが、急傾斜が津奈木町は多いからですね、果たして使えるのか、そこまで便利な品物なのかという疑問は、おっしゃるのは分かるんですけれども、たしか7月の中旬に、地域おこし協力隊の小野君ですかね、自然栽培をやっている関係で、古中尾地区の水田を高額な除草機械ですね、たしか何百万円かするような高級な品物で、彼本人は大変ですから、補助を使ってという話だったんですけど、ちょっと流れているようですが。そのときに、実は、ハンマーナイフと乗用のモアですね、をある会社、オーレックという会社なんですけれども、有名な会社がわざわざ職員を連れて、デモンストレーションをしました。

古中尾地区の現場については十分使える感じで、また、実際地主さんも、今の現状としては、例えば、柿を作っていたり、田んぼを遊ばせていたら、やっぱり地域の人に迷惑がかかって、年

に3回の草払いちゅうのは、非常にもうきついと。だから、もう年がとってきてきつくなっているんで、こぎゃん機械があれもうなくてよかやばってんというような話も聞いております。

もちろん、ここで即決を問うわけではないんですけれども、今、我々が抱えている耕作放棄地をはじめとする問題ですね、それと、そもそもその耕作放棄地の解決策というのがもう限られているような状況なので、策はこれからも農家の要望を聞きながら、どのような機械が必要なんだというのを、また訴える機会ばせんばいかんけれども、農家の話がまとまれば、町として考えてもいいよと、単独の事業になるかと思えますけど、そういう気持ちはあるのかだけ、今日は聞かせていただければと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（川野 雄一君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 最後のほうに申しあげましたとおり、支援等につきましては、今後の検討が必要だろうというふうに考えておりますということです。

○議長（川野 雄一君） 4番、本山真吾君。

○議員（4番 本山 真吾君） コロナ禍の中、あまり農家同士でも集まる機会がないもんですから、これをまた私が言うと、また突っ走っていくと思われてもまたちょっと困るもんで、十分、コロナの今、第5波ですか、あれが収まったら、ぜひ農家の皆さんともう一回話をして、できれば、来年の当初予算に単独事業になるかもしれませんが、手厚いそういう考えをしてもらって、農家のまた所得向上につなげていければ、そして、これは、耕作放棄地が解消されますと、例えば景観作物をやって、例えば、ヒマワリを植えたりとか、いろいろ観光にも寄与することも考えられます。非常に安定性があるあれなので、よろしくお話をしたいと思えます。

大変長くなりました。これにて今日の質問は終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 以上で、4番、本山真吾君の質問を終わります。

ちょっと時間過ぎておりますけど、あと一人ということで続けたいと思えます。

○議長（川野 雄一君） 次に、8番、柳迫好則君の質問を許します。8番、柳迫好則君。

○議員（8番 柳迫 好則君） こんにちは。8番、柳迫です。議長のお許しがありましたので、通告書どおり一般質問を致します。よろしくをお願いします。

相変わらずコロナ感染が収まりません。早く日常の日々が戻ってくることを願うばかりです。また、盆前から梅雨末期みたいな大雨が続き、大変災害等が心配されましたが、これとって災害もなくよかったなと思っています。でも、まだこれから台風シーズンに入ってきます。今、台風14号も来ています。今、大きな被害が出ないことを祈るばかりです。

質問に入ります。町道男島線の歩道設置についてお聞きします。

平成27年12月の議会でも同じような質問をしました。令和2年6月議会でも、橋口前議員も関連した質問をされています。今回、特に私がお願いしたいのは、あんさんく付近から役場前までの区間は通学路となっているが、木材を運ぶ大型トラックが3号線から入り、あんさんく前から役場前を通り、木材置場まで何台ものトラックがすごいスピードで行き来して、とても危険な状況で、通学において支障があると思います。

大型トラックがすごい音を立てて走ってくると、大人の私たちでさえ怖いくらいです。子供たちはもっと怖いはずです。丸岡団地方面から総合グラウンド側の歩道を通学してもらい、役場前からあんさんく付近は道路幅員も広いので歩道の設置は可能だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 建設課長、下川秀美君。

○建設課長（下川 秀美君） お答えを致します。

役場前の歩道は、主に小学生・中学生が朝夕利用され、通学路として指定をされております。また、水俣インターから国道3号線に出るときの渋滞を逃れる車、そして、水俣市の牧ノ内地区へ通ずる市道も改良されておりますので、それで、最近、水俣市へ通勤する車両も増えております。

8月30日に学校関係者と国・県・町の道路管理者、警察の担当者が集まりまして、津奈木町通学路交通安全推進会議が開催されました。その会議の中で、丸岡団地から総合グラウンド前付近までの通学路について、歩道の拡幅またはグラウンド正面入口付近に横断歩道を新設して、岩城駐在所前の横断歩道を渡り、そのまま歩道を歩いて、新設要望の横断歩道を渡り、既設歩道へ通学する、どちらかに改善できないか要望がありましたので、この会議の中で現地確認、それと協議を行いました。

協議の結果、歩道拡幅には、樋門部分の歩道橋の新設が伴いますので、ちょっと費用がかかる。横断歩道の新設につきましては、現在、岩城駐在所の前と役場庁舎の西側、2か所がありまして、この区間に新たに1か所追加するのは通行上好ましくないという、警察からの意見がありました。

結果、学校側で、今後保護者と、岩城駐在所の前の横断歩道を渡り、グラウンドの前の歩道を歩き、役場庁舎の西側の横断歩道を渡り、役場裏のさくら団地内の歩道を通学するというルートで、関係の保護者と協議を行いますという御意見を頂きましたので、今後、協議の結果を受けまして、役場前の区間の歩道整備について検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（川野 雄一君） 8番、柳迫好則君。

○議員（8番 柳迫 好則君） この前も千葉県で歩道のない場所で小学生の列に大型トラックが突っ込み、死傷者が出るような事故が起きています。この事故は、運転手が飲酒運転だったので、

一概には言えませんが、事故が起きてからでは遅いので、歩道が無理ならば、ガードレールとかガードポール等を早めに設置して、安全対策を取っていただけないのか、お聞きします。

○議長（川野 雄一君） 建設課長、下川秀美君。

○建設課長（下川 秀美君） お答え致します。

安全のためにガードレールとか、もしくはポールの安全対策はできないだろうかということで御質問がありました。できる方法と、手段としては、現在の車道の外側線があります。その横にもう一つ色つきのライン、塗装するような形ですることによって車道と歩道を区別するという、要は見せ方ちゅうか、はっきりさせるような区分の分け方、そういうのは交通安全施設の工事費、今現在、白線とか引いていますが、その一環の中で対策はできるのかなと思いますので、今後検討させていただきたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 8番、柳迫好則君。

○議員（8番 柳迫 好則君） とにかく、子供たちの安心安全のためによろしく願います。

次に、2の質問に入ります。津奈木川河口付近の堆積土砂の撤去についてお聞きします。

令和2年7月豪雨災害における復旧として、津奈木川河口付近の堆積土砂の撤去が行われましたが、同災害以前にもともと積まれていた土砂はそのままとなっている。今回の工事はどのような内容で工事されたのか伺います。

○議長（川野 雄一君） 建設課長、下川秀美君。

○建設課長（下川 秀美君） お答えを致します。

今回の計画は、昨年7月豪雨により、津奈木川の土砂が津奈木河口に流れ込んで、流れを阻害するための対策としまして、堆積された土砂をしゅんせつし、運搬船で管外のほうに搬出する目的で熊本県が実施をしております。

しゅんせつする範囲をあげばの橋付近までと計画されておりますので、まず、しゅんせつ船が上流川まで進めるようなしゅんせつを行うということで、今回は7月26日から8月17日までの期間で、沖のほうからあげばの橋に向かって約7,000立米の土砂のしゅんせつ工事を実施しております。

○議長（川野 雄一君） 8番、柳迫好則君。

○議員（8番 柳迫 好則君） 今回も7月の豪雨で堆積した土砂が漁船の航行に支障になるところを掘削、撤去されたと思います。

②の質問になりますが、以前の説明では、もともとあった土砂は搬出する場所がないため現在の場所に積んでいると説明を受けました。今回一緒に土砂撤去できなかったのか伺います。

○議長（川野 雄一君） 建設課長、下川秀美君。

○建設課長（下川 秀美君） お答え致します。

7月末から8月中旬までの工事では、もともとあった土砂の搬出はできませんでした。次の段階で、あけぼの橋付近までの土砂を搬出する計画に合わせまして、もともとあった土砂についても同時施工でしゅんせつをお願いしております。

しかし、県のほうに確認をしましたら、芦北・水俣管内の河川掘削工事の掘削する量が増えた、それと、土捨て場までの運搬距離が長くなったことにより予算不足が生じ、現在、水俣市、芦北町でも実施できていない箇所もあり、今後の施工が厳しい状況ですということで話を聞いています。

県としても、引き続き予算要求を行っていきたいという回答を受けておりますので、町からも強く要望していきたいと思います。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 8番、柳迫好則君。

○議員（8番 柳迫 好則君） 前の説明でも、河口は海ということで掘削等はできないということですが、川から流出して堆積した土砂は撤去していいと思いますけど、今後、2期工事もあると思いますがですね、1回で無理ならば、何年かの計画を立てて搬出できないか伺います。

○議長（川野 雄一君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 今、建設課長が答えたとおりですね、町としましても、洪水に関して被害を受ける可能性があるんで、ぜひ、ここもお願いしたいということで陳情しながら、私としてはお願いをしたい。芦北、水俣、同時にいろんな、人吉もそうですけど、まだまだしゅんせつ箇所がいっぱいございますので、それと同時にお願いをしていきたいというふうに考えております。

○議長（川野 雄一君） 8番、柳迫好則君。

○議員（8番 柳迫 好則君） いろいろ大変な工事箇所も多くあると思いますが、漁民または住民の皆さんが安心できるようによろしくお願いします。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（川野 雄一君） 以上で、8番、柳迫好則君の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

○議長（川野 雄一君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。どうもお疲れでした。

午後0時29分散会

令和3年 第3回(定例)津奈木町議会会議録(第3日)

令和3年9月28日(火曜日)

議事日程(第3号)

令和3年9月28日 午前10時00分開議

- 日程第1 認定第1号 令和2年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 認定第2号 令和2年度津奈木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 認定第3号 令和2年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 認定第4号 令和2年度津奈木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 認定第5号 令和2年度津奈木町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第6号 令和2年度津奈木町恒久対策事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第7号 令和2年度津奈木町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議員派遣の件
- 日程第9 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第10 総務振興常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第11 教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 追加日程第1 議案第36号 工事請負契約の締結について
- 追加日程第2 議案第37号 工事請負契約の締結について
- 追加日程第3 議案第38号 工事請負契約の締結について
- 追加日程第4 議案第39号 工事請負契約の締結について
- 追加日程第5 報告第8号 専決処分事項の報告について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 認定第1号 令和2年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 認定第2号 令和2年度津奈木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定に

ついて

日程第3 認定第3号 令和2年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

日程第4 認定第4号 令和2年度津奈木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につい
て

日程第5 認定第5号 令和2年度津奈木町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につい
て

日程第6 認定第6号 令和2年度津奈木町恒久対策事業特別会計歳入歳出決算の認定につい
て

日程第7 認定第7号 令和2年度津奈木町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定につい
て

日程第8 議員派遣の件

日程第9 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

日程第10 総務振興常任委員会の閉会中の継続調査の件

日程第11 教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件

追加日程第1 議案第36号 工事請負契約の締結について

追加日程第2 議案第37号 工事請負契約の締結について

追加日程第3 議案第38号 工事請負契約の締結について

追加日程第4 議案第39号 工事請負契約の締結について

追加日程第5 報告第8号 専決処分事項の報告について

出席議員（10名）

1番 大川 貴哉君	2番 新立 啓介君
3番 宮嶋 弘行君	4番 本山 真吾君
5番 上村 勝法君	6番 澤井 静代君
7番 久村 昌司君	8番 柳迫 好則君
9番 村上 義廣君	10番 川野 雄一君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 山下 浩一君

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 豊隆君	副町長	林田 三洋君
教育長	塩山 一之君	総務課長	吉澤 信久君
政策企画課長	荒川 隆広君	建設課長	下川 秀美君
農林水産課長	坂本 輝一君	住民課長	久村 庄次君
ほけん福祉課長	葦浦 祐一君	教育課長	岡松 辰哉君
会計課長	財部 大介君		

午前10時00分開議

○議長（川野 雄一君） 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1. 認定第1号 令和2年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第2. 認定第2号 令和2年度津奈木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第3. 認定第3号 令和2年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第4. 認定第4号 令和2年度津奈木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第5. 認定第5号 令和2年度津奈木町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第6. 認定第6号 令和2年度津奈木町恒久対策事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第7. 認定第7号 令和2年度津奈木町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（川野 雄一君） 9月10日の会議において、各常任委員会に審査を付託しました日程第1、認定第1号令和2年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第7、認定第7号令和2年度津奈木町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7議案を一括議題とします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。お手元に配付のとおり、各常任委員長から審査結果の報告書が提出されております。審査の経過と結果について、会議規則第37条第1項の規定により、各常任委員長の報告を求めます。

質疑は委員長報告終了後、一括して行います。

初めに、総務振興常任委員長の報告を求めます。総務振興常任委員長、久村昌司君。

○総務振興常任委員長（久村 昌司君） 総務振興常任委員長報告を致します。

9月10日の本会議において、当委員会に付託されました認定第1号「令和2年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定について」における総務振興常任委員会所管科目、及び認定第4号「令和2年度津奈木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第6号「令和2年度津奈木町恒久対策事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第7号「令和2年度津奈木町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、9月10日から27日のうち8日間にわたり審査を致しましたので、委員会における審査の経過並びに結果を報告します。

審査にあたっては、担当課長及び担当班長の出席を求め、適正かつ効率的に執行されたか、また、事業の成果はどうであったか、次期予算編成や行政執行に生かされるよう慎重に審査を致しました。

認定第1号「令和2年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定について」における、総務振興常任委員会所管科目について、主なものを申し上げます。

まず、歳入から報告致します。

土木使用料で、「町営住宅の滞納金徴収はどのように行っているのか。」との質問に対して、「滞納者にヒアリングを行い、支払い計画を立て徴収に努めています。」との答弁がありました。

次に、歳出について報告致します。

款2 総務費の企画費で、「つなぎタクシーを民間に委託したが、そのメリットとデメリットは。」との質問に対して、「オペレーター業務を委託したことで、2名から1名体制になり人件費の削減につながりました。また、オペレーターとドライバーの連絡体制がスムーズになり、臨機応変な対応が可能となったことでサービスの向上やトラブル等の早期解決にもつながっています。現段階でのデメリットは特に見当たりません。」との答弁がありました。

また、「地域おこし協力隊員の活動効果は。」との質問に対して、「高木隊員は、美術館のサポート業務を担当し美術館の取組等アーカイブ作業を行い、今年度開設した美術館専用ホームページに生かされました。小野隊員は、つなぎFARM推進事業を担当し、オーガニックマルシェ実行委員会を立ち上げ、月一回イベントを開催するなど、つなぎFARM事業のPRや地域産品の販売を加速する取り組みを行っています。曾地隊員は情報発信業務を担当し、町の各種プロ

プロジェクトの動画撮影を行い、町公式ユーチューブで発信するなど情報発信の強化につながっています。大平隊員は、美術館サポート業務を担当し、作家との調整業務を担い、美術館開館20周年記念イベントの運営に大きく寄与しています。」との答弁がありました。

地域振興費で、「送料無料キャンペーンについては、つなぎ百貨堂以外に民間事業者を対象に公募を実施したとの事だが、どのような方法をとったのか。」との質問に対して、「公募は町ホームページへの掲載や、商工会を通じて各事業者へ周知し、3事業者へ支援を行いました。」との答弁がありました。

また、「つなぎ百貨堂への送料無料支援策を県の助成に合わせ町でも実施した経緯は。」との質問に対して、「新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金のメニューに地域製品の販路拡大支援があったため、新型コロナウイルス及び令和2年7月豪雨の影響により打撃を受けた地域経済の浮揚策として実施しました。」との答弁がありました。

美化事業推進費で「環境美化作業報償金の人数は。」との質問に対して、「当初2名で、1月から1名増の3名体制になっています。」との答弁がありました。

美術館費で、「達仏のメンテナンス頻度はどうなっているのか。また、達仏作品は今後も保存していくのか。」との質問に対して、「世界的なアーティスト西野達氏の公共作品で、日本での常設展示はここだけであり、作者の意向も踏まえ末永く保存管理するため、毎年メンテナンスを実施していきます。さらに、みんなの森には「石霊の森」が新たに設置されるなど、今後多くの人の往来が見込まれます。しかし、周辺一帯は排水の問題などもあるため、全体的な整備計画を検討実施していきます。」との答弁がありました。

諸費で、「防犯灯の地区管理と町管理の取り決めはあるのか。また、現在各地区でLEDへの取替を行っているがその費用はどうなっているのか。」との質問に対して、「地区から要望のあった新設する防犯灯は町で設置しますが、維持管理及びLEDへの交換は地区で行うこととなっています。町は、主要な通学路等を管理しています。」との答弁がありました。

款3 民生費の災害救助費で「時間外勤務手当が1,671万2,000円となっているが全額補助なのか。」との質問に対して、「災害救助費の事務費については10%の補助で、残りについては特別交付税になります。最終的な町の負担は5%になる予定です。」との答弁がありました。

また、「職員の健康管理と超過勤務を減らすための対策は。」との質問に対して、「令和2年7月豪雨の際は、避難所対応で職員が大変疲弊していたので、避難所対応業務は警備会社に委託しました。今後の避難所についてはコロナ対策もあり、できるだけ自主防災組織にお願いしたいと考えていますが、避難が長期化する場合は業務委託を検討します。」との答弁がありました。

款4 衛生費の環境衛生費で「合併処理浄化槽の設置要望及び普及率はどうなっているのか。

また、今後補助金はどうなるのか。」との質問に対して、「設置要望は新設に伴うものが大半であり、普及率は令和2年度末で78.8%です。補助金については令和3年度から県の補助が無くなり、新設に対する補助が、5人槽で50万円から39万円、7人槽で70万円から56万2,000円、10人槽は100万円から81万8,000円になります。」との答弁がありました。

また、「町民の負担軽減できるよう、県の補助金が無くなった分を町が負担することはできないのか。」との質問に対して、「検討します。」との答弁がありました。

款5 農林水産業費の農業委員会費で「報酬の内訳及び基準はどうなっているのか。」との質問に対して、「内訳は月額報酬と最適化交付金となっています。月額報酬は会長2万3,700円、委員1万6,500円で最適化交付金については農地斡旋等活動実績により交付され、昨年度は1人当たり32万6,000円でした。」との答弁がありました。

また、「現在委員が活発に活動をされている。今後、行政が支援していくことで町の農業発展に寄与すると思われるが、町としてはどう考えているのか。」との質問に対して、「委員の協力を頂き、町全体を考えた意見集約を行い、耕作放棄地解消に努めていきます。」との答弁がありました。

農業振興費で、「つなぎFARMの栽培基準の設定はいつになるのか。」との質問に対して、「基準設定については検討を重ねていますが、果樹・米・野菜の部門別に分けて設定する方向で検討しています。」との答弁がありました。

水産業振興費で、「漁船オーバーホール事業補助金について、希望者が多いので件数を増やすことはできないのか。」との質問に対して、「利用者を把握してできる限り予算確保に努めていきます。」との答弁がありました。

款7 土木費の道路維持費で、「有償ボランティアの作業箇所はどのように決めているのか。」との質問に対して、「年間計画に基づいて作業を行っていますが、交通の支障になっている箇所や緊急的な要望等があった場合そちらを優先しています。」との答弁がありました。

款8 消防費の災害対策費で、「避難所用間仕切りを購入しているが、家族単位でのテントの数を増やした方がいいのではないか。」との質問に対して、「今後はプライバシー保護のためテント購入を考えています。」との答弁がありました。

款10 災害復旧費の農業災害復旧費で、「査定・実施設計は終了したと思うが、工事は3か年で完了するのか。また、河川沿いの農地等の災害で盛土工事は河川工事の中で対応できないのか。」との質問に対して、「事業年度は3か年で、令和4年度の完成を目指しています。農地等の小災害の盛土等については、河川災害復旧工事の中での対応は難しく個人対応になりますが、干拓地内の災害土砂流用を検討中で、できる限り受益者の負担が少なくなるよう考えていきま

す。」との答弁がありました。

以上、慎重審議の上採決した結果、認定第1号は全会一致で認定すべきものと決定しました。

次に認定第4号「令和2年度津奈木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」報告します。

執行部より説明を受け、慎重審議の上採決した結果、認定第4号は全会一致で認定すべきものと決定しました。

次に認定第6号「令和2年度津奈木町恒久対策事業特別会計歳入歳出決算の認定について」報告します。

執行部より説明を受け、慎重審議の上採決した結果、認定第6号は全会一致で認定すべきものと決定しました。

次に認定第7号「令和2年度津奈木町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について」報告します。

執行部より説明を受け、慎重審議の上採決した結果、認定第7号は全会一致で認定すべきものと決定しました。

最後に総務課、政策企画課、農林水産課、建設課所管施設現地視察において、石霊の森、福浜漁港車止め工事、旧平国小学校外部改修工事、三ツ島海水浴場災害復旧工事、合串福浦線舗装補修工事、宅地内堆積土砂排除工事並びに内野線舗装補修工事の現場を視察しました。

以上で、当委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

令和3年9月28日。総務振興常任委員長、久村昌司。津奈木町議会議長、川野雄一様。

○議長（川野 雄一君） 総務振興常任委員長の報告が終わりました。

次に、教育住民常任委員長の報告を求めます。教育住民常任委員長、上村勝法君。

○教育住民常任委員長（上村 勝法君） 教育住民常任委員長報告を致します。

9月10日の本会議において、当委員会に付託されました、認定第1号「令和2年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定について」における、教育住民常任委員会所管科目、認定第2号「令和2年度津奈木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第3号「令和2年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第5号「令和2年度津奈木町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を9月10日から27日までのうち7日間にわたり審査しました。

審査にあたっては、担当課長、班長及び担当者への出席を求め、適正かつ効率的に執行されたか、また、事業の成果はどうであったか、次期予算編成や行政執行に生かされるよう慎重審議しましたので、その結果を報告します。

認定第1号「令和2年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定について」における、教育住民

常任委員会所管科目について報告します。

審査における主な質疑等は、次のとおりです。

まず、歳入から報告します。

諸収入の雑入で、「ごみ箱設置負担金が3基4万円の内訳は。」との質問に対して、「ごみ箱を3地区に設置し、竹中・染竹地区は要望があったため、負担金を2万円ずつ徴収した。日当地区は豪雨災害で流されたため、負担金は徴収してはいない。」との答弁でした。

次に、歳出について報告いたします。

総務費の税務総務費で、「固定資産課税土地評価業務委託料とは、どのようなものか。」との質問に対して、「宅地については状況の類似する地区ごとに、標準宅地を33か所選定し、取引事例や地価公示等を参考に評価をしたうえで、それをもとに、各筆を評価する。」との答弁でした。

戸籍住民基本台帳費で、「マイナンバーカードの普及率が全国よりも低いとのことだが、原因は何か。また普及すると町にメリットはあるのか。」との質問に対して、「マイナポイント関係で交付率は上がったが、今後、国の施策で保険証や運転免許証と一体化すると、交付率が伸びる可能性がある。また、メリットとしては、コンビニ交付等が整備されると、窓口業務の負担は減るかと思うが、整備費用やランニングコストを考えると、町としてのメリットはあまり期待できない。」との答弁でした。

民生費の社会福祉総務費で、「地域見守り推進委託料の座談会実施地区は8地区となっているが、どこの地区か。また、他の地区が入ることはできないのか。」との質問に対して「竹中・染竹・中尾・内野・桜戸・日添・上下門・丸岡地区で、希望地区が実施している。その他の地区は、いきいきサロン等を実施している地区もある。」との答弁でした。

老人福祉費で、「シルバー人材の会員数はどうか。仕事が回ってこないという声も聞くが、需要の状況はどうなっているのか。」との質問に対して、「会員数は30人から25人に減ってきている。需要については、シルバー人材センター全体のみで、津奈木町の需要は振り分けていない。センターに均等に振分けするよう要望を上げておく。」との答弁でした。

敬老記念品費について、高齢者増に対して予算が減額された理由は。」との質問に対して、「新型コロナウイルスの関係で敬老会が開催されず、記念品を配布できなかった。」との答弁でした。

児童福祉総務費で、「津奈木町子ども・子育て会議は何回行い、その中で、保育園の民営化や認定こども園の話はあったのか。」との質問に対して、「会議は3月24日に1回行い、民営化などについての意見はなかったが、津奈木保育園の民営化については、民営化検討委員会の答申を受け、民営化の方向で進めていくことになっている。今後、民営化が進めば認定こども園につ

いても協議したい。」との答弁でした。また、「子ども・子育て支援事業計画は、業者に全般委託をしているのか。子ども・子育て計画は将来の人材を育成する町の方針なので、意見を取りまとめるなどの配慮が必要ではないのか。」との質問に対して、「委託先のひな型をベースに、独自の内容を落とし込んでいる。会議を何回か開きたかったが、コロナ過で会議を開けなかった。次回作成時は意見を反映させたい。」との答弁でした。

保育園費の工事請負費で、「雨漏りや中廊下の風雨対策が必要ではないか。」との質問に対して、「中廊下については以前より伺っているが、保育園の民営化の時期も絡んで、大きな工事等については見送っている状態である。また、雨漏りについてはコーキングによる補修等を行っており、来年度に向けての準備も行っている。」との答弁でした。

衛生費の災害廃棄物処理費で、「公費解体の委託料の内容は。」との質問に対して、「件数は8件で、内訳は平国下5件、福浦1件、小津奈木2件を、4社から見積もりを徴収し、安価な業者と単価契約を結んだ。総事業は、約2,700万円であった。」との答弁でした。

教育費の教育総務費で、「いじめ問題に関する会議の支出がなかったのはなぜか。」との質問に対して、「新型コロナウイルス感染拡大により、会議が開催できなかった。」との答弁でした。

幼稚園費で、「会計年度任用職員報酬及び一般職給について、今後園児が8人以下になった場合どう考えているのか。」との質問に対して、「現在、幼稚園は園長1人、職員1人、会計年度任用職員3人の計5人で運営している。今後、入園児の増加は見込めないため、今後の課題として、検討していく。」との答弁でした。

文化センター費の修繕料で、「火災により袖幕を修繕したとあるが、火災の原因とその後の防火対策は。」との質問に対して、「ステージ奥側の下から照らすスポットライトと、幕が接触していた状態で使用していたことにより発火した。防火対策としては、幕とライトの間隔をしっかりとる事と、使用前に必ず確認をする事を行っている。」との答弁でした。

保健体育費の体育施設費で、「児童公園改修工事費について公園内の衛生環境も改善すべきでは。」との質問に対して、「大規模的に改修の予定だが、トイレの改修と水飲み場も検討する。」との答弁でした。

以上のような質疑応答を経て、教育住民常任委員会所管科目について採決した結果、認定第1号は、全会一致で原案のとおり「認定するべきもの」と決定いたしました。

次に認定第2号「令和2年度津奈木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」報告します。

審査における主な質疑等は、次のとおりです。

まず、歳入から報告します。

国民健康保険税の一般被保険者国民健康保険税で、「滞納状況はどうなっているのか。また徴

収率が下がっている原因は。」との質問に対して、「徴収率は全体として減少しており、前年度と比較しても5件増加している。国民健康保険加入者は、社会保険加入者と異なり、個人事業主であるため、新型コロナの影響を受けやすい業種と見られる。」との答弁でした。

次に、歳出について報告いたします。

保険事業費の特定健康診査等事業費で、「人間ドッグにかかわる申込み人数は増加しているのか。」との質問に対して「令和2年度から20歳以上に対象を広げており、増加傾向である。」との答弁でした。

以上採決した結果、認定第2号は、全会一致で原案のとおり「認定すべきもの」と決定いたしました。

次に認定第3号「令和2年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」報告します。

慎重審議の上採決した結果、認定第3号は、全会一致で原案のとおり「認定すべきもの」と決定いたしました。

次に認定第5号「令和2年度津奈木町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」報告します。

歳出について報告いたします。

一般管理費で、「社会福祉協議会に支払っている委託料の内容は。」との質問に対して、「介護保険事業において、地域支援事業費の委託料が、令和2年度は1,489万9,903円で、地域包括支援センターに支払っている委託料となる。」との答弁でした。

以上採決した結果、認定第5号は、全会一致で原案のとおり「認定すべきもの」と決定いたしました。

最後に現場視察の結果報告をします。平国コミュニティセンター、ごみ処理場、改善センター、児童公園、津奈木中学校、津奈木小学校、文化センターの現場視察を行いました。

以上で、当委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

令和3年9月28日。教育住民常任委員長、上村勝法。津奈木町議会議長、川野雄一様。

○議長（川野 雄一君） 教育住民常任委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから認定第1号から認定第7号までについて、順次討論、採決を行います。

認定第1号令和2年度津奈木町一般会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから認定第1号を採決します。この採決は挙手によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。認定第1号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 賛成多数です。したがって、認定第1号については認定することに決定しました。

認定第2号令和2年度津奈木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから認定第2号を採決します。この採決は挙手によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。認定第2号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 賛成多数です。したがって、認定第2号については認定することに決定しました。

認定第3号令和2年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから認定第3号を採決します。この採決は挙手によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。認定第3号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 賛成多数です。したがって、認定第3号については認定することに決定しました。

認定第4号令和2年度津奈木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから認定第4号を採決します。この採決は挙手によって行います。この決算に対する委員

長の報告は認定とするものです。

お諮りします。認定第4号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 賛成多数です。したがって、認定第4号については認定することに決定しました。

認定第5号令和2年度津奈木町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから認定第5号を採決します。この採決は挙手によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。認定第5号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 賛成多数です。したがって、認定第5号については認定することに決定しました。

認定第6号令和2年度津奈木町恒久対策事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから認定第6号を採決します。この採決は挙手によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。認定第6号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 賛成多数です。したがって、認定第6号については認定することに決定しました。

認定第7号令和2年度津奈木町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから認定第7号を採決します。この採決は挙手によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。認定第7号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（川野 雄一君） 賛成多数です。したがって、認定第7号については認定することに決定しました。

日程第8. 議員派遣の件

○議長（川野 雄一君） 日程第8、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。これに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件はお手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

なお、議員派遣について、期間等やむを得ず変更を生じた場合は、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議長に一任することに決定しました。

日程第9. 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

日程第10. 総務振興常任委員会の閉会中の継続調査の件

日程第11. 教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（川野 雄一君） 日程第9から日程第11までの各委員長からの閉会中の継続調査の件3件を一括議題とします。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第9から日程第11までを一括議題とすることに決定しました。

お諮りします。日程第9、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件、日程第10、総務振興常任委員会の閉会中の継続調査の件、日程第11、教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件は、申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、日程第9から日程第11までは、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで、暫時休憩します。

午前10時38分休憩

午前10時39分再開

○議長（川野 雄一君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

議事日程の追加を行います。

お諮りします。ただいま、お手元に配付致しました追加議事日程のとおり、本日の日程に追加して議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議事日程を追加することに決定しました。

追加日程第1. 議案第36号 工事請負契約の締結について

○議長（川野 雄一君） 追加日程第1、議案第36号工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第36号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

旧平国小学校法面がけ崩れ対策工事、平国下①箇所については、去る9月10日、法面業者10社により指名競争入札を実施しました結果、本案のとおり落札されました。主な工事内容は、崩壊した法面2,100平米を復旧するものであります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第36号工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

追加日程第2. 議案第37号 工事請負契約の締結について

○議長（川野 雄一君） 追加日程第2、議案第37号工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第37号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

旧平国小学校法面崖崩れ対策工事、平国下②・③箇所については、去る9月10日、建設工事共同企業体3社により指名競争入札を実施しました結果、本案のとおり落札されました。主な工事内容は、崩壊した法面1,800平米を復旧するものであります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第37号工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

追加日程第3. 議案第38号 工事請負契約の締結について

○議長（川野 雄一君） 追加日程第3、議案第38号工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第38号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

町道辻線道路災害復旧工事については、去る9月10日、建設工事共同企業体3社により指名競争入札を実施しました結果、本案のとおり落札されました。主な工事内容は、崩壊した法面2,300平米を復旧するものであります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第 3 8 号工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 3 8 号は原案のとおり可決されました。

追加日程第 4. 議案第 3 9 号 工事請負契約の締結について

○議長（川野 雄一君） 追加日程第 4、議案第 3 9 号工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第 3 9 号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

津奈木工業団地内土砂等処分工事については、去る 9 月 1 0 日、建設工事共同企業体 3 社により競争入札を実施しました結果、本案のとおり落札されました。主な工事内容は、災害土砂 7, 0 0 0 立米を津奈木町残土処理場へ運搬するものであります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第 3 9 号工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 3 9 号は原案のとおり可決さ

れました。

追加日程第5. 報告第8号 専決処分事項の報告について

○議長（川野 雄一君） 追加日程第5、報告第8号専決処分事項の報告についてを議題とします。

本案に対する説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 報告第8号専決処分事項の報告について御説明申し上げます。

令和3年7月19日にあけぼの団地内の除草作業中、駐車中の相手方車両に飛び石が当たり、助手席側後部ガラスを破損したため、その損害賠償及び和解をする必要がありましたので、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に基づき、損害賠償額が100万円以下でありましたので専決処分を行ったものでございます。

このため、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これで報告第8号を終わります。

○議長（川野 雄一君） 以上で、本定例会の日程は全て終了しました。

これで、令和3年第3回津奈木町議会定例会を閉会します。お疲れでした。

午前10時48分閉会

○議長（川野 雄一君） ここで町長から発言の申出がっておりますので、これを許します。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議長のお許しを頂きましたので、閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

9月10日に開会されました第3回定例会も、19日間にわたって慎重なる御審議をいただき、令和2年度決算の認定を含め、御議決、御承認を賜り、誠にありがとうございました。

現在、議員一同で議会改革に取り組まれているとのこと、いつにも増して、補正予算をはじめとする議案等の審議が、活発に行われたように感じました。

また、一般質問におきましても、町政に対する様々なアドバイスを頂き、ありがとうございました。

今後は、新しい議員も加わり、川野議長体制の下、引き続き町政発展のため、御尽力、御指導賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、国会のほうも自民党総裁選挙が明日行われ、事実上、新たな総理大臣が決まります。

また、衆議院議員総選挙も、現行の憲法下で初めての10月21日の任期満了による選挙となることが有力になりました。これにより、10月24日から11月28日までの間で投開票となる見込みですが、新型コロナの問題、外交問題等、山積する課題の中での政治の空白は最小限にとどめ、早急に選挙を行い、新たな体制を整えていただきたいと願っております。

冒頭、申し上げましたが、つなぎ美術館開館20周年記念の展覧会がスタート致しました。報道等の影響もあり、連日、多くの方に見に来ていただいております、9月19日には、1日で187人の入館者を数えました。議員の皆様方も、ぜひ御高覧いただければと思います。

最後になりますが、季節柄、昼夜の温度差がかなり大きいようです。議員の皆様方におかれましては、御健康に留意され、引き続き町政発展のため御尽力いただき、御指導賜りますよう重ねてお願い申し上げます、御礼の言葉に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（川野 雄一君） 閉会の御挨拶を申し上げます。

令和3年第3回定例会におきまして、上程されました案件につきまして、議員各位の慎重なる審議の結果、全案件、原案のとおり議決を見ましたことは、議員各位の御精励によるたまものと、感謝申し上げます。

町執行部におかれましては、日頃より町政発展のため、鋭意御努力を頂いているところではありますが、新型コロナウイルス感染症は、定例会当初と比較すると現在は全国並びに県内において減少傾向にあり、住民に対するワクチン接種も8割を超えているところであり、安堵しているところでもあります。

しかしながら、今後、冬本番を迎えるにあたり、感染症対策はより重要となりますので、引き続き各自が緩むことなく警戒を行う必要があります。

令和2年7月豪雨災害の対策としては、町内各地の被災個所に優先順位を付して、復旧・復興に取り組まれています。引き続き住民理解を求めめるためにも丁寧な説明を行い、取り組んでいただきたいものであります。

これらの対策にあたっては、引き続き全国や県内の状況を注視し、住民や事業者が安心・安全に暮らすことができる町づくりに励んでいただきたいと思います。

議会と致しましても、行政と一体となって、住民全体の福祉向上、災害の復旧・復興に向け、たゆまぬ努力を行っていく所存であります。

最後に、これから季節は朝夕の寒暖差が大きくなる時期になります。議員各位におかれましては健康管理に十分留意され、体調を崩されないよう心がけ、町政の推進と御協力を賜りますよう

お願い申し上げ、閉会の御挨拶と致します。御苦労さまでございました。

午前10時54分終了

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 川野 雄一

署名議員 大川 貴哉

署名議員 新立 啓介

